

第4章 市民の意識と行動に関する分析

本章の第1節では、人権問題・差別問題への関心の度合いについて、人権侵害の経験や基本的人権に関する関心内容と関連させながらみていく。第2節では、主要制度の認知状況、人権問題・差別問題への関心の度合い、人権侵害の経験、基本的人権に関する関心内容を取り上げ、相互の関係について検討する。第3節では、人権侵害の経験と主要制度の認知状況をもとに4類型を設定し、各類型の特徴を整理する。第4節では、人権問題・差別問題に関する市民の意識と行動について4類型を中心に分析する。第5節では、北九州市の啓発活動の認知状況や参加状況について特徴と課題を検討する。

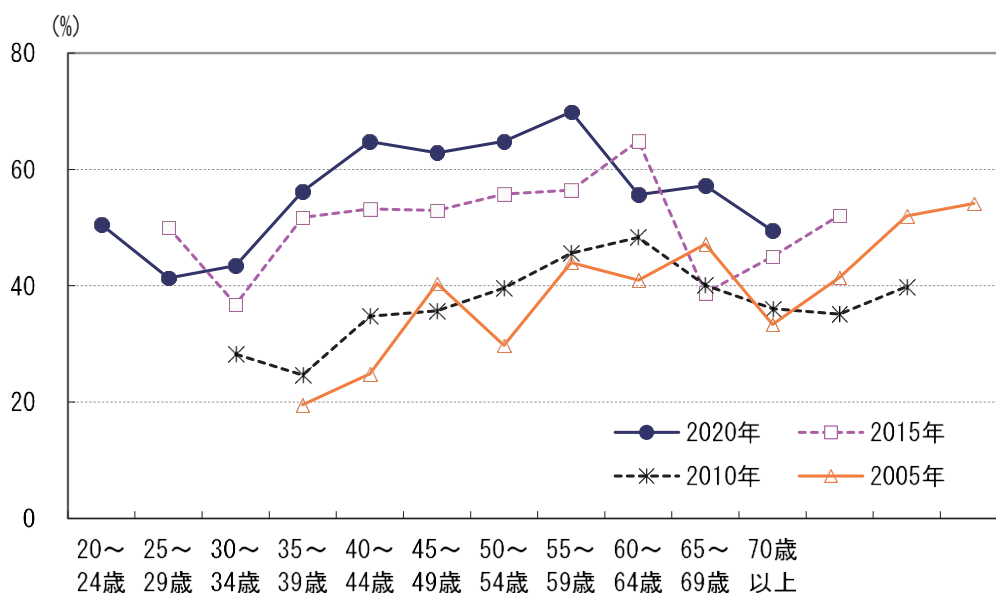
1 人権問題・差別問題に対する意識

1. 社会的要因

図表4-1は、問1「あなたは、人権問題・差別問題に、どの程度関心を持っていますか」という質問について、年代別にみたものである。2005年以降の4回の調査結果を同一年齢集団（コウホート）で比較している。

たとえば2005年（平成17年度）に20～24歳、2010年（平成22年度）に25～29歳、2015年（平成27年度）に30～34歳の回答者は、2020年（令和2年度）にはそれぞれ35～39歳になっている。これが同一年齢集団である。たとえば35～39歳の同一年齢集団の場合、「関心がある」という回答から「関心がない」という回答を引いた相対度数（以下、「人権・差別意識度数」という）は、2005年・2010年にはそれぞれ20%前後にとどまるが、2015年・2020年にはともに50%を超えている。

図表4-1 人権問題・差別問題に対する関心（同一年齢集団の経年比較）



(注) 「非常に関心がある」と「多少関心がある」の合計から「あまり関心がない」と「関心がない」の合計を引いた相対度数。以下、「人権・差別意識度数」という。

同一年齢集団で比較すると、おおむね60歳未満の年代において2005年・2010年調査と2015年・2020年調査の間に開きがみられる。その理由として、第1に、年齢とともに意識が高まるという「加

「年齢効果」のようなものが考えられる。これは4回の調査に共通していることだが、調査時点の年代でみると、30代後半または40代前半を境に人権・差別意識度数が高くなっている。その後も50歳くらいまで加齢とともに上昇している。

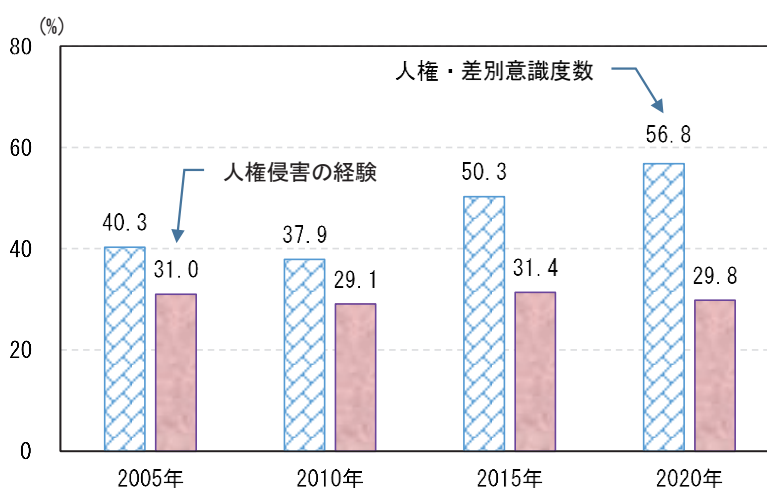
第2に、社会経済情勢や政策要因が関係していることが考えられる。今回調査の質問項目で取り上げられている障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下、「ヘイトスピーチ解消法」という）、部落差別の解消の推進に関する法律（以下、「部落差別解消推進法」という）は、いずれも2016年（平成28年）に施行されている。その制定過程である2015年ごろから人権問題・差別問題に関する報道や情報に接する機会が増えて、市民意識に影響したことが考えられる。その結果、調査時点の年代でみると、たとえば20～24歳の場合、人権・差別意識度数は2005年に19.5%、2010年に28.2%であったが、2015年には50.0%に急増し、2020年には50.5%になっている。

2. 個人的要因

市民の人権意識に影響する社会経済情勢や政策要因を社会的要因とすれば、もう一方では個人的要因の影響も考えられる。図表4-2は、人権・差別意識度数（問1）に加えて、この5年間における人権侵害の経験（問4）をみたものである¹⁾。

前項でみたとおり、人権・差別意識度数は、2010年から2015年にかけて大きく上昇している。一方、人権侵害を経験したという回答の比率は、2020年調査で設問の仕方が変更されたにもかかわらず、4回の調査を通じて30%前後であり、ほとんど変化していない。このことは、人権問題・差別問題への関心は、人権侵害の体験の有無という個人的要因よりも、社会経済情勢や政策要因に影響されていることを示唆している。

図表4-2 人権・差別意識度数と人権侵害の経験（経年比較）



（注）人権・差別意識度数は「非常に興味がある」と「興味がある」という回答から「あまり興味がない」と「関心がない」という回答を引いた相対度数。人権侵害の経験については脚注を参照。

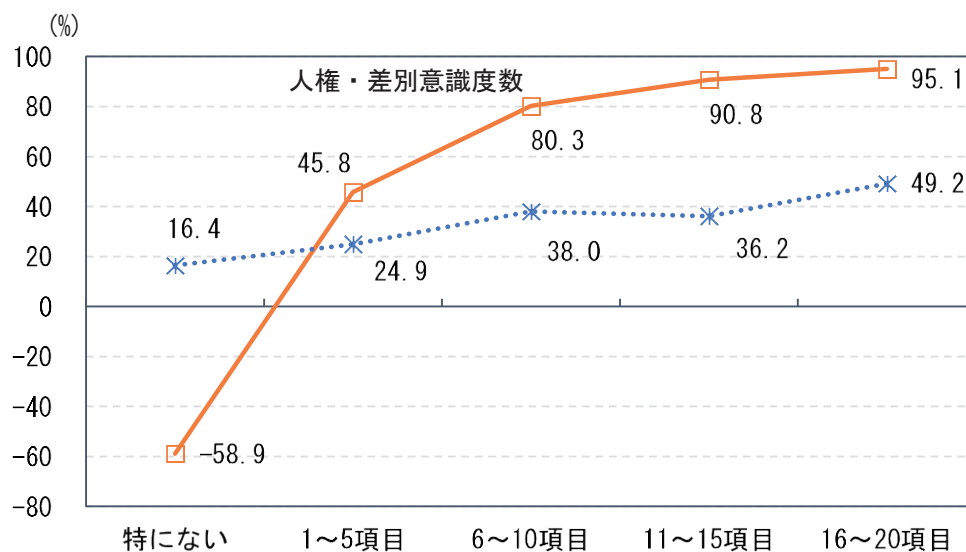
¹⁾人権侵害の経験について、2005年・2010年・2015年調査では、「あなたはこれまでに、自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか」という質問で「ある」という回答の比率を示す。2020年調査では、問4「あなたは、この5年間に、自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか」（複数回答）という質問で14選択肢のいずれかに回答した比率であり、「答えたくない」「特になし」と無回答を除く。

3. 人権・差別意識度数と個人的体験

図表 4-3 の実線は、問 3「あなたは、[基本的人権にかかわる] どのような問題に関心がありますか」（複数回答）という質問の関心項目数と人権・差別意識度数（問 1）の関係をみたものである。これから次のことが指摘される。

- ・ 一見して明らかなとおり、関心のある問題の関心項目数（以下、「関心項目数」という）が多いと人権・差別意識度数も高くなるという正の相関が認められる²⁾。
- ・ 関心のある問題が「特にない」という回答者では「関心がある」という回答より「関心がない」という回答が多く、人権・差別意識度は▲58.9%である。ところが、関心のある問題が 1～5 項目あるという回答者では 45.8%に急上昇している。関心のある問題が「ない」という回答者と「1～5 項目ある」という回答者の間には大きな懸隔がみられる。
- ・ 関心のある問題が 6～10 項目あるという回答者では人権・差別意識度は 80.3%となり、11～15 項目あるという回答者では 90.8%、15～20 項目あるという回答者では 95.1%に達している。関心項目数が 11 を超える回答者を合計すると、「関心がない」という回答はわずか 3.8%であり、「関心がある」という回答が 95.8%に達している。

図表 4-3 関心項目数別にみた人権・差別意識度数と侵害経験



(注) 横軸は、基本的人権にかかわる問題の関心項目数（問 3）。実線は、人権・差別意識度数（問 1）。破線は、人権侵害の経験が「ある」という比率（問 4）。

図表 4-3 の破線は、関心項目数別に、この 5 年間で人権侵害の経験が「ある」という比率（問 4）をみたものである。

- ・ 関心項目が「特にない」という回答者では「侵害経験あり」という回答は 16.4%であるが、関心項目数が 1～5 項目の回答者では 24.9%、6～10 項目の回答者では 38.0%、11～15 項目の回答者では 36.2%に順次増大し、16～20 項目の回答者では 49.2%、ほぼ 2 人に 1 人の割合となっている。6～10 項目あるという回答者と 11～15 項目あるという回答者でわずかな逆転がみられるが、関心項目数が多いと「侵害経験がある」という比率が高くなるという正の相関が認められる。

²⁾ 関心項目数別の回答数は、「特にない」73 人、「1～5 項目」1,449 人、「6～10 項目」721 人、「11～15 項目」152 人、「16～20 項目」61 人である。相関については脚注 6 を参照。

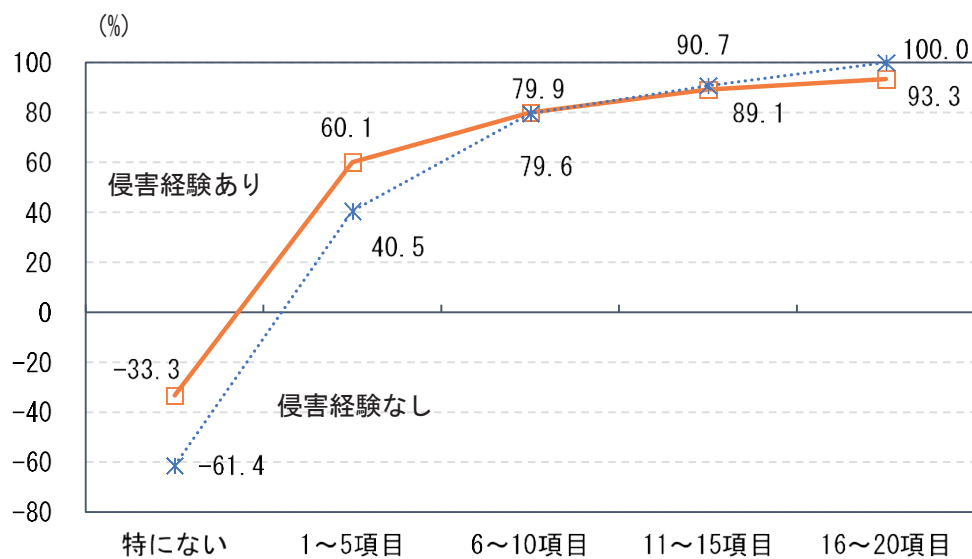
- ・図表 4-2 でみた今回調査（2020 年）の「侵害経験あり」29.8%という数値は、回答者全体の数値であるが、関心項目数別にみると 10%台から 50%近くまでバラツキがあることが分かる。

4. 侵害経験の有無別にみた人権・差別意識度数

図表 4-4 は、この 5 年間における人権侵害の経験（問 4）が「ある」というグループと「ない」というグループに分けて、関心項目数（問 3）と人権・差別意識度数（問 1）の関係をみたものである。

- ・前項でみたとおり、関心項目が「特になし」という回答者では人権・差別意識度数がマイナスである。このうち「侵害経験あり」という回答者では▲33.3%であるが、「侵害経験なし」という回答者では▲61.4%であり、さらに低くなっている。
- ・ところが、関心項目数が 1～5 項目の回答者では、「侵害経験なし」という回答者でも人権・差別意識度数は 40.5%に上昇し、「侵害経験あり」という回答者の 60.1%との差が縮小している。
- ・関心項目が「特になし」あるいは関心項目数が 1～5 項目の回答者については、人権侵害経験の有無による差が大きい。その一方、関心項目数が 6～10 項目、11～15 項目、16～20 項目の回答者については、人権・差別意識度数が全般に 80%近くから 100%に達しており、人権侵害経験の有無による差はみられない。つまり、関心項目数が 6 項目を超えれば、人権侵害経験の有無に関係なく、人権問題・差別問題への関心が高いといえる。

図表 4-4 関心項目数別・侵害経験別にみた人権・差別意識度数



2 制度の認知状況

今回（2020年）の調査では、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法、及び北九州市パートナーシップ宣誓制度の認知状況を質問している。それぞれの集計結果は前章までにみてきたとおりである。本節では、これら4制度に関する認知状況について、男女別・年代別に分析するとともに、関心項目数などとの関係を検討する。

1. 3制度の認知状況

図表4-5は、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法の3制度の認知状況について、相互の複合関係をみたものである。ここでは狭義の「知っている」という回答と「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」を合計して広義の「知っている」としている。

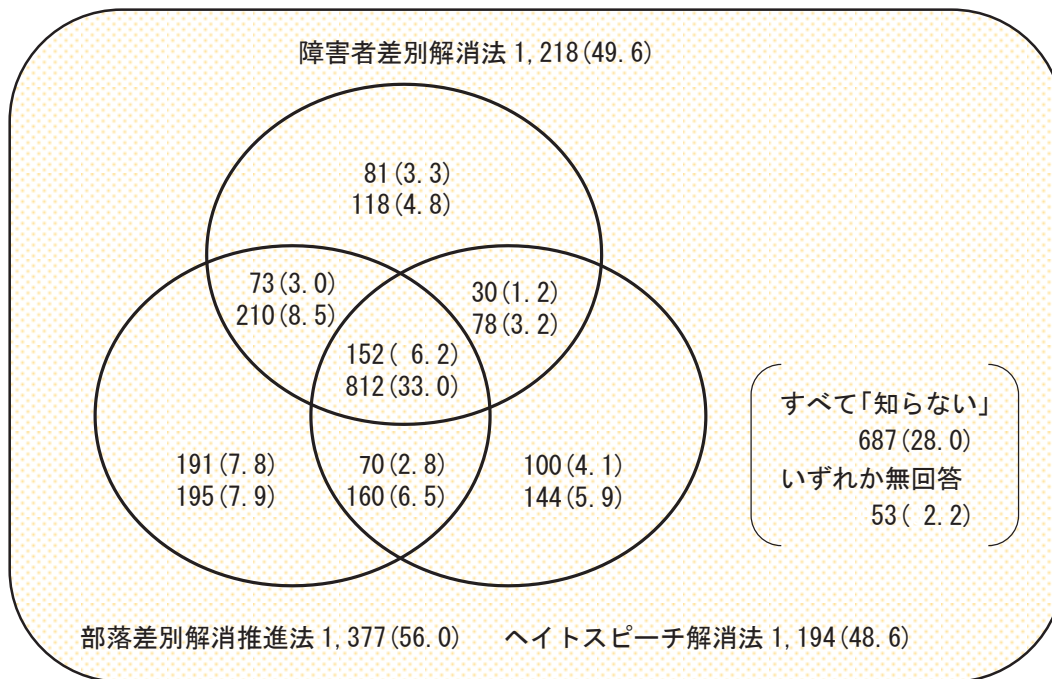
- ・広義の「知っている」という回答は、部落差別解消推進法1,377人（全体の56.0%）、障害者差別解消法1,218人（同49.6%）、ヘイトスピーチ解消法1,194人（同48.6%）の順である³⁾。

3制度を「すべて知っている」という回答は狭義の「知っている」に限定すると152人、全体の6.2%であり、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」を含めて広義でみると812人、全体の33.0%、ちょうど3分の1である。その一方、3制度を「すべて知らない」という回答も687人、28.0%を占めている。

- ・2つの組み合わせで広義の認知状況をみると、部落差別解消推進法と障害者差別解消法の両方を「知っている」1,022人、41.6%（狭義では225人、9.2%）、部落差別解消推進法とヘイトスピーチ解消法の両方を「知っている」972人、39.6%（同222人、9.0%）、障害者差別解消法とヘイトスピーチ解消法の両方を「知っている」890人、36.2%（同182人、7.4%）の順が多い。
- ・部落差別解消推進法を「知っている」1,377人のうち、障害者差別解消法を「知っている」のは1,022人、74.2%、ヘイトスピーチ解消法を「知っている」のは972人、70.6%である。一方、障害者差別解消法を「知っている」1,218人のうち部落差別解消推進法を「知っている」のは1,022人、83.9%と多く、ヘイトスピーチ解消法を「知っている」1,194人のうち部落差別解消推進法を「知っている」のは972人、81.4%と多い。つまり、障害者差別解消法とヘイトスピーチ解消法を知っていれば部落差別解消推進法の認知度も高いことが分かる。

³⁾ 3制度の認知状況に関する複合関係を調べるため、ここでは3制度のうちいずれかに無回答であれば集計から除外している。前章までの集計結果と一部異なることがある。

図表 4-5 3制度の認知状況



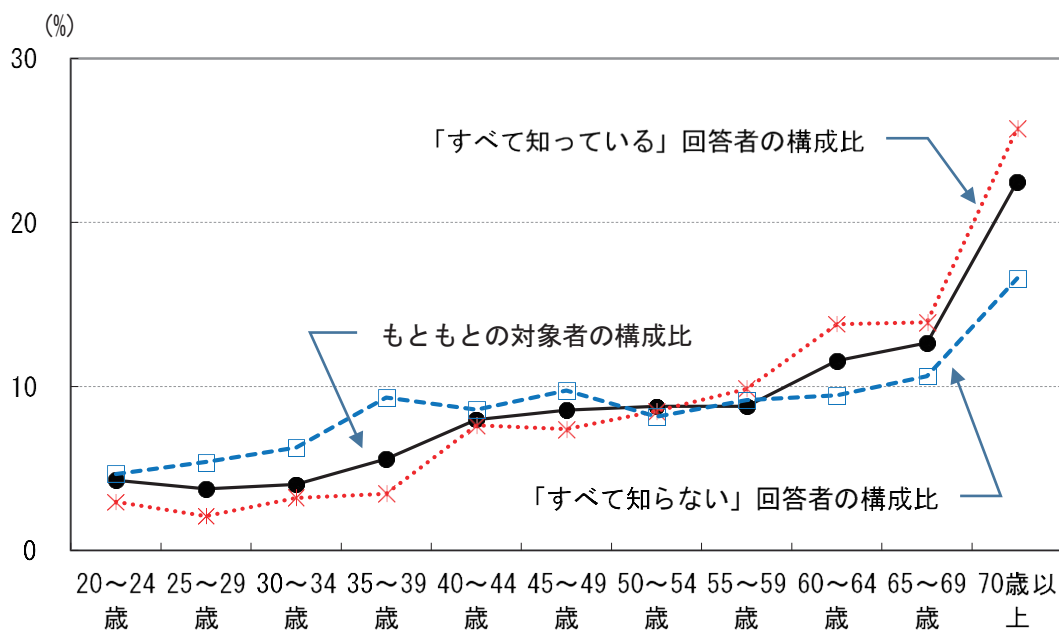
(注) 上段は「知っている」という回答(人)、下段は「知っている」と「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」を合計した回答(人)、かっこは全体(2,457人)に対する構成比(%)。

もともとの対象者の男女別構成比は、男性 39.8%対女性 57.7%である。ところが、広義の「すべて知っている」という回答者については 43.8%対 53.9%であり、男性が 4 ポイントほど高くなっている。他方、3制度を「すべて知らない」という回答者については 39.2%対 57.9%であり、もともとの対象者の構成比とあまり変わらない。図表 4-6 は、同様に年代別構成比をみたものである⁴⁾。

- たとえば 20～24 歳の場合、もともとの対象者の構成比は 4.3%であるが、広義の「すべて知っている」という回答者のなかでは 3.0%と少なく、「すべて知らない」という回答者のなかでは 4.7%と多い。このようにしてみると、20 歳から 49 歳までは「すべて知らない」という回答者の構成比がもともとの対象者の構成比を上回っているが、60 歳以上の年代においては「すべて知っている」という回答者の構成比がもともとの対象者の構成比を上回っている。60 歳以上を合計すると、もともとの構成比は 46.7%であるが、「すべて知っている」という回答者のなかでは 53.4%を占める。逆に 20～30 代を合計すると、もともとの構成比は 17.6%であるが、「すべて知らない」という回答者のなかでは 25.6%、ほぼ 4 人に 1 人の割合である。
- 狭義の「知っている」という回答者のうち 3 制度を「すべて知っている」という回答者は、前述のように 152 人である。その内訳は男性 76 人 (50.0%)、女性 73 人 (48.0%) であり、もともとの対象者の構成比に比べて男性が多い。年代別にみると、60 歳以上が過半数の 86 人 (56.6%) を占め、20～39 歳は 14 人 (9.2%) にすぎない。

⁴⁾ もともとの対象者をみる際には、無回答などを含む回答者全体の 2,457 人を対象にしている。認知度、関心項目数、人権侵害の体験に基づく類型などでみる際には、それぞれに該当する回答者を対象にしており、無回答などを含まない。以下同じ。

図表 4-6 年代別にみた3制度の認知状況



(注) 「すべて知っている」(広義) という回答者は 812 人、「すべて知らない」という回答者は 687 人、全体は 2,457 人。それぞれの回答者を 100 とした年代別構成比 (%) を示している。

2. 男女別・年代別の認知状況

以下では、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法、及び北九州市パートナーシップ宣誓制度の4制度について、「知っている」3点、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」2点、「知らない」1点という重みを付けて合計し、これを「認知度」と呼ぶことにする(北九州市パートナーシップ宣誓制度については「知っている」3点、「知らない」1点)。4制度すべてに無回答の場合は集計から除外しているため、最高は12点、最低は1点である⁵⁾。図表4-7から次のことが指摘される。

- ・図表4-7の上方の折れ線は、男女別・年代別に認知度をみたものである。全体では6.3点である男性は6.4点であり、女性の6.2点を少し上回っている。年代別にみると、20~24歳では6.0点であるが、25歳から39歳までは5点台後半にやや後退している。40歳以降の年代の認知度は20~24歳よりも高く、とりわけ55歳から69歳では6.5点を超えている。

⁵⁾ 4制度に関する認知度の定義等は以下のとおりである。すべてに無回答の場合は集計から除外している。

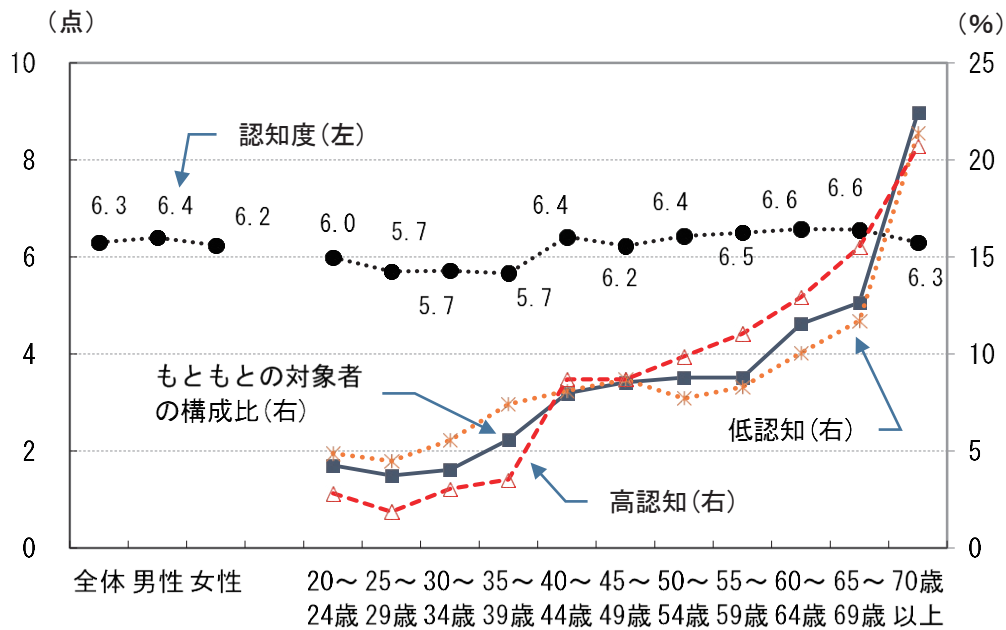
① 認知度の重み付け

	(点)		
	知っている	名前は聞いたことがあるが、内容は知らない	知らない
障害者差別解消法	3	2	1
ヘイトスピーチ解消法	3	2	1
部落差別解消推進法	3	2	1
北九州市パートナーシップ宣誓制度	3	-	1

② 認知度の区分と対象数

合 計	(人)		
	低認知 (1~5点)	中認知 (6~8点)	高認知 (9~12点)
2,444	1,024	995	425

図表 4-7 男女別・年代別にみた4制度の認知度



(注) 認知度は4制度に関する重み付け回答を合計したもの。最高12点、最低1点。区分は「低認知」1~5点(1,024人)、「高認知」9~12点(425人)。

- 図表 4-7 の下方の折れ線は、「高認知」(4制度の認知度9~12点)と「低認知」(同1~5点)の2つのグループを取り出して、もともとの対象者の年代別構成比と比較したものである。もともとの対象者は全体で2,457人であり、このうちたとえば20~24歳は105人、4.3%である。ところが合計で425人の「高認知」のうち20~24歳は12人、2.8%にとどまるのに対し、「低認知」は50人、4.9%であり、相対的に多い。そのようにみていくと、20~39歳までは「高認知」の構成比がもともとの対象者の構成比を下回っている。40~49歳では両者はおおむね一致するが、50~69歳までは「高認知」の構成比がもともとの対象者の構成比を上回っている。50~69歳のもともとの対象者の構成比は合計で41.8%であるが、「高認知」に限定すれば49.4%、ほぼ2人に1人の割合を占めている。
- これを男女別にみると、もともとの対象者の構成比は、男性39.8%対女性57.7%であり、女性が男性の1.45倍である。「低認知」については39.6%対57.7%であり、対象数が多いためもともとの構成比と変わらない。ところが「高認知」については44.9%対53.2%であり、差は1.18倍に縮小している。中高年の男性が認知度を押し上げていると推察される。

3. 関心項目数別・関心の有無別の認知度

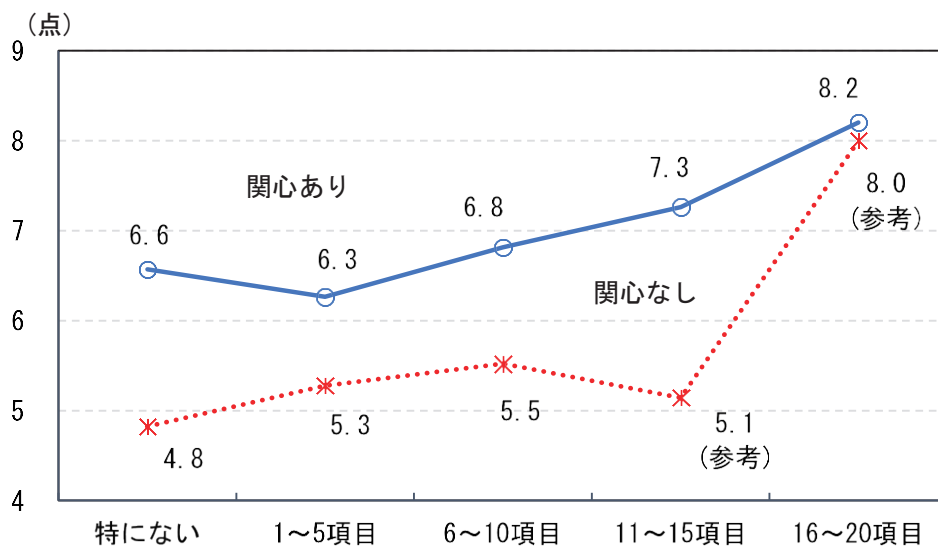
図表 4-8 は、問1でみた人権問題・差別問題に対する「関心がある」というグループと「ない」というグループに分けて、関心項目数と4制度の認知度の関係を見たものである。

- 一見して明らかなように、関心の有無によって認知度には比較的大きな差が生じている。「関心がある」というグループのうち関心項目数が1~5項目の回答者の認知度は6.3点、6~10項目の回答者では6.8点、11~15項目の回答者では7.3点、そして16~20項目の回答者では8.2点であり、関心項目数に比例して上昇している。4制度の認知度が8点というのは、1制度当たり2点であることから、「知っている」が少なくとも2制度あるか、あるいは「知っている」が1制

度でも「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が2～3制度はあるということである。

- これに対し、「関心がない」というグループについては、関心項目が「特にない」という回答者で認知度は4.8点にとどまり、関心項目数が1～5項目、6～10項目、11～15項目の回答者ではそれぞれ5点台前半で並んでいる。4制度の認知度が5点というのは、3制度については「知らない」とし、1制度について「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」という回答の場合であり、「関心がある」というグループとの間に大きな隔りがある。
- なお、人権問題・差別問題に「関心がある」けれども関心項目が「特にない」という回答者は15人である。人権問題・差別問題に「関心がない」けれども関心項目数が16～20項目という回答者は1人、関心項目数が11～15項目という回答者は7人である。後者2例の組み合わせのように対象数が限定されている回答については変動が大きいので、図表4-8では参考値としている。

図表 4-8 関心項目数別・関心の有無別にみた4制度の認知度

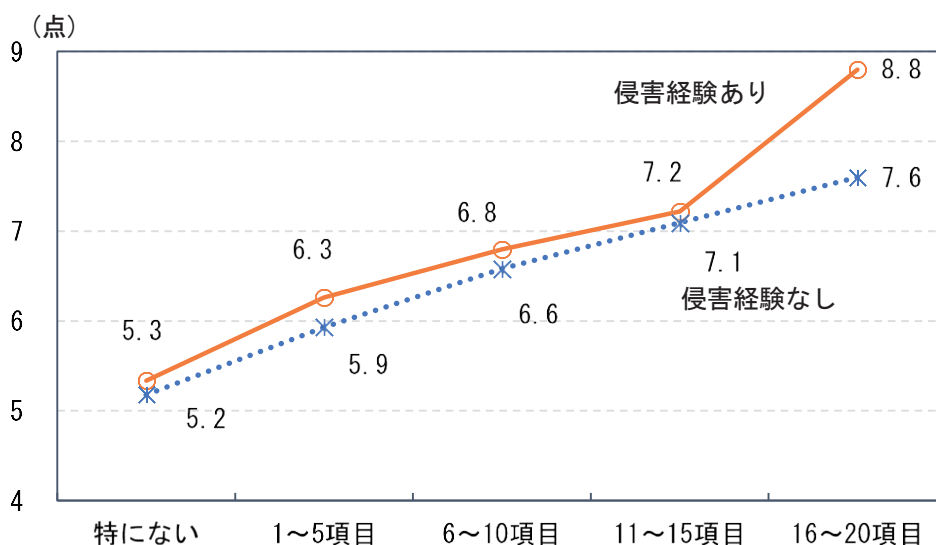


4. 関心項目数別・侵害経験の有無別の認知度

図表4-9は、問4でみた人権侵害の経験が「ある」というグループと「ない」というグループに分けて、関心項目数と4制度の認知度の関係を見たものである。

- 関心項目が「特にない」という回答者から、関心項目数が1～5項目、6～10項目、11～15項目の回答者まで、侵害経験の有無による差はほとんどない。もちろん関心項目数が増大すれば認知度は上昇しているが、関心項目数が15項目までの回答者に関する限り、侵害経験の有無と認知度の間に関係はなさそうである。
- ところが関心項目数が16～20項目の回答者についてみると、「侵害経験あり」というグループの認知度は8.8点であるのに対し、「侵害経験なし」というグループでは7.6点であり、開きがある。関心項目数が多いと認知度も高いなかで、侵害経験が認知度をさらに押し上げていると考えられる。
- 「侵害経験なし」だが、関心項目数が16～20項目と多い回答者の認知度7.6点というのは、低いわけではない。「侵害経験あり」で、関心項目数が11～16項目という回答者の認知度の7.2点より高い。

図表 4-9 関心項目数別・侵害経験の有無別にみた4制度の認知度

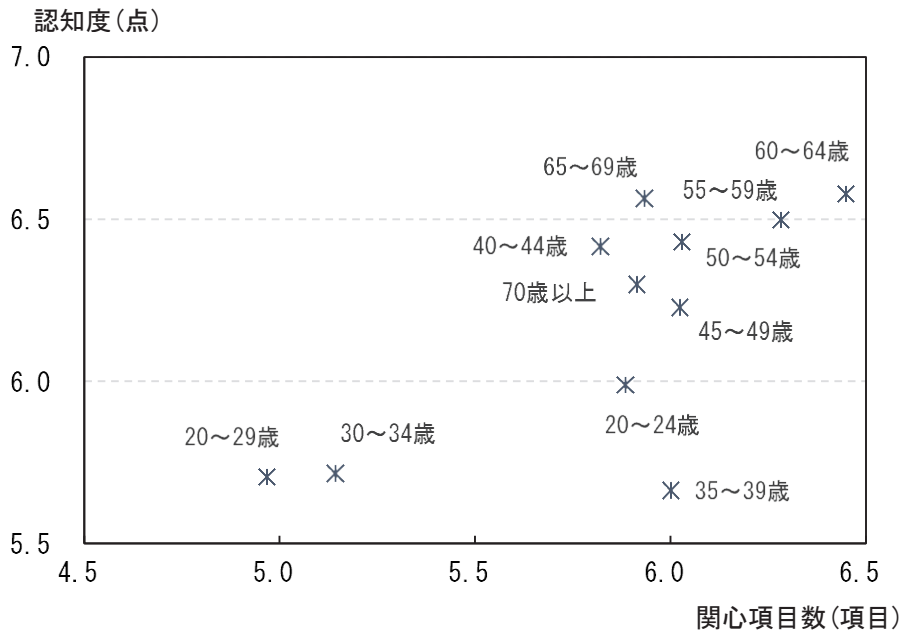


5. 年代別にみた関心項目数と認知度

図表 4-10 は、問 3 の関心項目数と 4 制度に関する認知度（問 6、問 26）の関係を年代別にみたものである。

- ・関心項目数と認知度の間に関連があることは、前出の図表 4-8 と図表 4-9 にも示唆されているが、図表 4-10 についても全体として右上がりの相関があること、20~24 歳や 70 歳以上のように例外はあるものの、大まかには加齢とともに関心項目数が増えて認知度が上昇していることが分かる。
- ・関心項目数については、35 歳以上の年代では 6 項目前後であるのに対し、20~34 歳では 5 項目前後にとどまっており、開きがみられる。認知度については、20~39 歳では 6 点未満であるが、40~54 歳では 6 点前半になり、50 代後半以降では 6 点後半にさらに上昇している。
- ・なお、男女別に比較すると、関心項目数については男性 5.9 項目対女性 6.0 項目であり、女性がやや多いかほとんど差がないのに対し、認知度については 6.4 点对 6.2 点で逆転している。これは、認知度には男女要因よりも年齢要因が働いていることを示唆している。

図表 4-10 年代別にみた関心項目数と認知度の関係



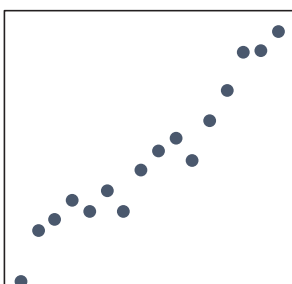
6. 関心度と関心項目数と侵害経験と認知度

図表 4-11 は、人権問題・差別問題に対する関心 (問 1)、基本的人権に関する関心項目数 (問 3)、人権侵害の経験 (問 4)、そして4制度に関する認知度 (問 6、問 26) の相関係数を計算したものである⁶⁾。問 1 については、関心が「ある」「ない」という 2 区分ではなく、「非常に関心がある」4 点、「多少関心がある」3 点、「あまり関心がない」2 点、「関心がない」1 点という重みを付けて計算している (対象は、いずれかに無回答の回答者を除く 2,317 人)。

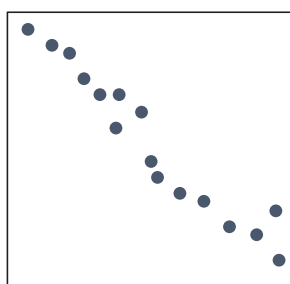
- 相関係数が最も高いのは、人権問題・差別問題への関心度 (問 1) と関心項目数 (問 3) の 0.374 である。これに次いで、人権問題・差別問題への関心度 (問 1) と4制度の認知度 (問 6、問 26) の相関係数 0.304 が高い。関心項目数 (問 3) と4制度の認知度 (問 6、問 26) の相関係数も 0.245 と比較的高いことから、これら 3 つは相互に影響していることが分かる。
- 人権侵害の経験 (問 4) については、ほかの 3 つと異なる特徴がみられる。これと関心項目数 (問

⁶⁾ 相関係数は、2 つの事象間の直線的関係の強弱を測定する尺度である。プラス 1 からマイナス 1 の値をとり、相関が強まるとプラス 1 またはマイナス 1 に近い値になる。無相関だとゼロに近い値になる。一方が増大すれば他方も増大するとき「正の相関」があり、一方が増大すれば他方は減少するとき「負の相関」があるという。相関係数に統計的に意味があるかどうかは対象数によって異なるため、検定という方法を通じて確認する。通常は 1%水準 (99%の確率で統計的に意味があるといえる) または 5%水準 (95%の確率で統計的に意味があるといえる) をクリアしていれば統計的に有意といえる。

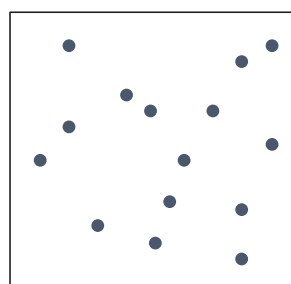
【正の相関】



【負の相関】



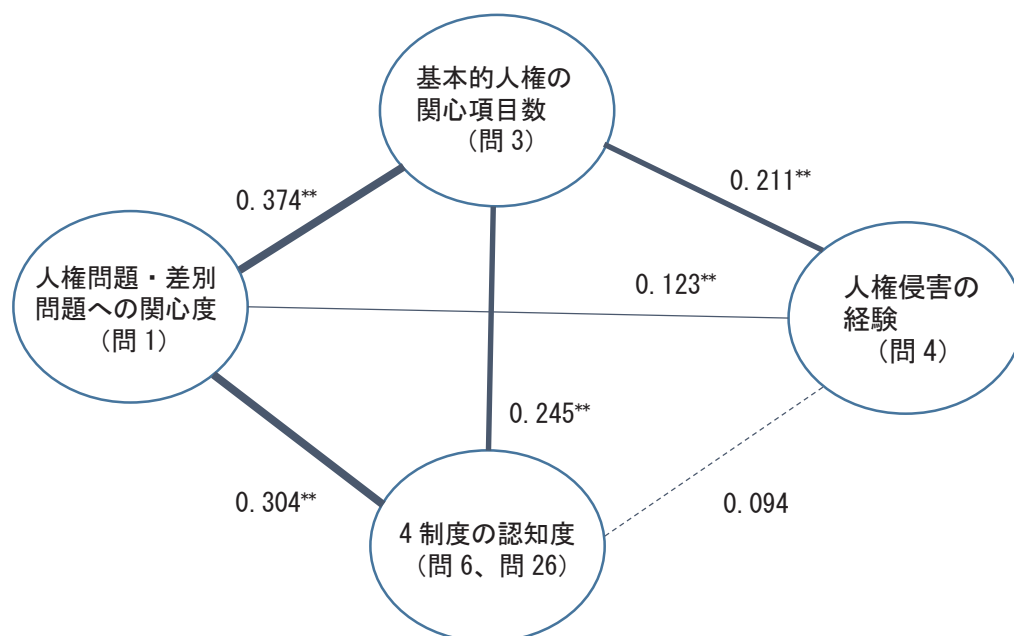
【無相関】



3) との相関係数は 0.211、人権問題・差別問題への関心度 (問 1) との相関係数は 0.123 であり、いずれも 1%水準で有意である (99%の確率で相関があるといえる)。とはいえ、人権問題・差別問題への関心度 (問 1) と関心項目数 (問 3) などの組み合わせに比較すれば、相関は弱い。実際、前出の図表 4-4 のとおり、関心項目数別にみた人権・差別意識度数について、人権侵害の経験による差はほとんどない。また、人権侵害の経験 (問 4) と 4 制度の認知度 (問 6、問 26) との相関係数は 0.094 であり、無相関である。

- これらのことから、人権侵害の経験という個人的体験の有無による基本的人権への関心の影響は相対的に弱く、これと相まって 4 制度への積極的関心も弱いと想像される。
- なお、ここでみているのは相関関係であり、因果関係を確認することはできない。けれどもこれまでの分析結果に示唆されるように、関心項目数が多いと意識も高い関係にあると考えられ、さらに人権問題・差別問題への意識が高ければ制度の認知度も高いと考えられる。

図表 4-11 関心度と関心項目数と侵害経験と認知度の関係



(注) 数字は相関係数。記号は相関係数に統計的に意味があるかどうかを検定したもの。「**」は 1%水準、「*」は 5%水準で有意、なしは非有意。

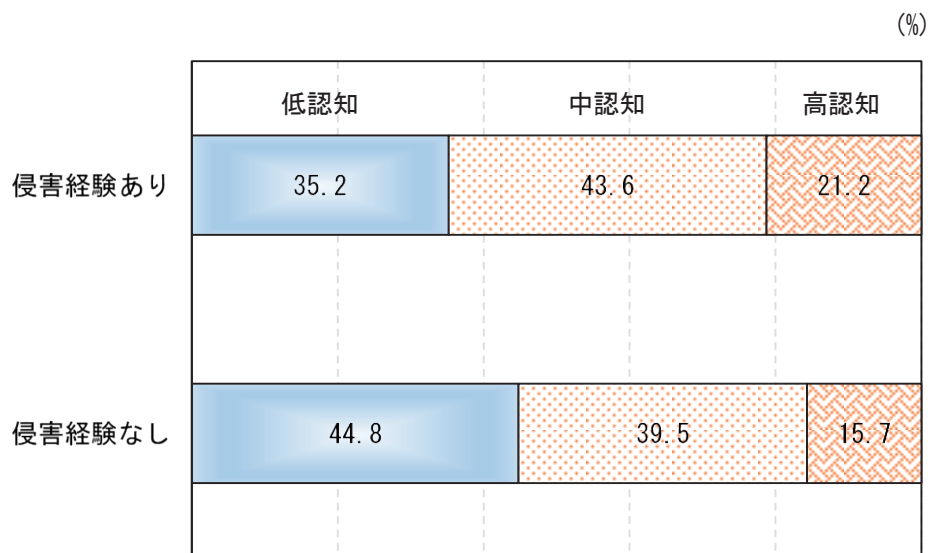
③ 侵害経験の有無と認知度からみた類型の構成と特徴

1. 侵害経験の有無と認知度

図表 4-12 は、人権侵害経験の有無（問 4）と 4 制度の認知度（問 6、問 26）の関係をみたものである。認知度の区分については「低認知」1～5 点、「中認知」6～8 点、「高認知」9～12 点としている。

- ・前節でみたように、4 制度に関する認知度は、関心項目数と比例的關係にある（図表 4-10）。一方、関心項目数が 16～20 項目という回答者を除いて、侵害経験の有無はあまり関係ない（図表 4-9）。ところが図表 4-12 で侵害経験の有無別に認知度をみると、「高認知」の割合は、「侵害経験なし」という回答者（1,616 人）では 15.7%であるが、「侵害経験あり」という回答者（730 人）では 21.2%と少し高い。これに対し「低認知」の割合は、「侵害経験あり」という回答者では 35.2%であるが、「侵害経験なし」という回答者では 44.8%と 10 ポイント以上多い。
- ・侵害経験があっても「低認知」である回答者、つまり侵害経験が個人的体験にとどまり、障害者差別解消法のような社会的関心に向けられていないと想像される回答者は 257 人である。これは対象者 2,346 人の 11.0%であり、決して少なくはない。にもかかわらず、全般的には侵害経験が認知度を押し上げている様子がうかがえる。実際、「侵害経験なし」という回答者の認知度は 6.2 点であるが、「侵害経験あり」という回答者の認知度はこれより 0.4 ポイント高い 6.6 点である。

図表 4-12 人権侵害経験の有無別にみた 4 制度の認知度



(注) 認知度の区分は「低認知」1～5 点、「中認知」6～8 点、「高認知」9～12 点。対象は無回答を除く 2,346 人。

2. 侵害経験の有無と認知度からみた類型の構成

前項のとおり、「侵害経験あり」という回答者でも 35.2%（257 人）は「低認知」である。逆に「侵害経験なし」という回答者の 15.7%（253 人）は「高認知」であり、侵害経験がなくても制度への関心と認知度が高い。図表 4-13①は、対照的な両グループを取り出して年代別構成をみたものである。

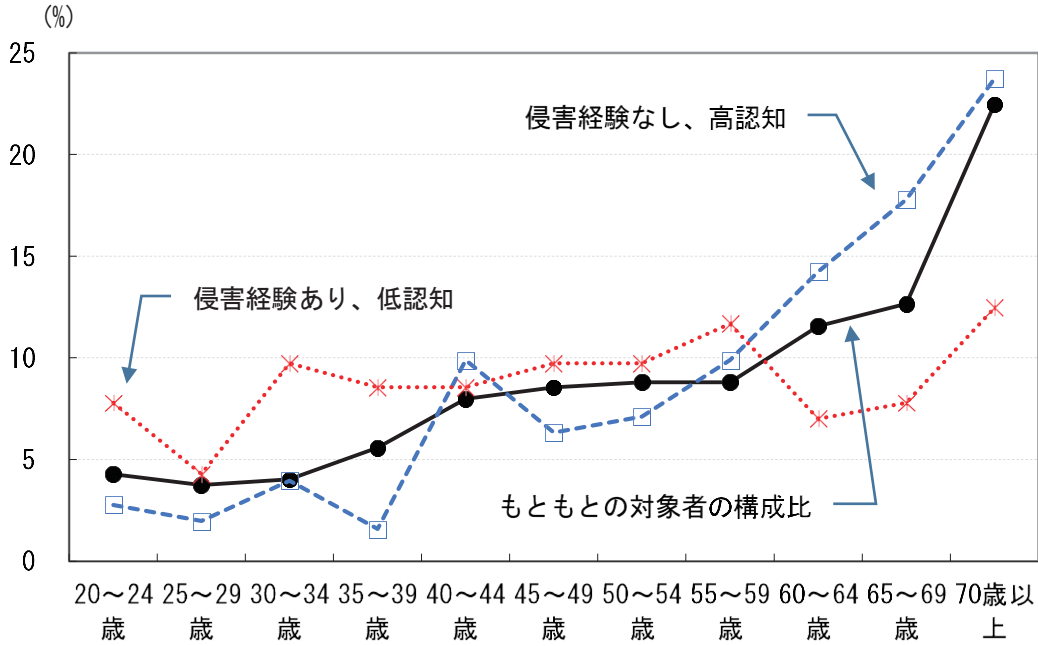
- たとえば20～24歳の場合、もともとの対象数は全体の4.3%であるが、「侵害経験あり、低認知」という回答者のなかでは7.8%と多い半面、「侵害経験なし、高認知」という回答者のなかでは2.8%と少ない。このようにしてみると、40～44歳を除けば20歳から59歳まで「侵害経験あり、低認知」という回答者が相対的に多く、もともとの対象者の構成比を数ポイント超えている。20～59歳を合計すると、もともとの構成比は51.7%であるが、「侵害経験あり、低認知」という回答者のなかでは70.0%を占める。
- 一方、60歳以上の年代においては「侵害経験なし、高認知」という回答者が相対的に多く、もともとの対象者の構成比より数ポイント以上高い。60歳以上を合計すると、もともとの対象者の構成比は46.7%であるが、「侵害経験なし、高認知」のなかでは55.7%を占める。
- なお、もともとの対象者の構成比は男性39.8%対女性57.7%であるが、「侵害経験なし、高認知」というグループでは47.4%対51.8%であり、男性が相対的に多いのに対し、「侵害経験あり、低認知」というグループでは36.6%対60.3%であり、女性が相対的に多い。

図表4-13②は、同様に「侵害経験あり、高認知」というグループ（155人）と「侵害経験なし、低認知」というグループ（724人）を比較したものである。

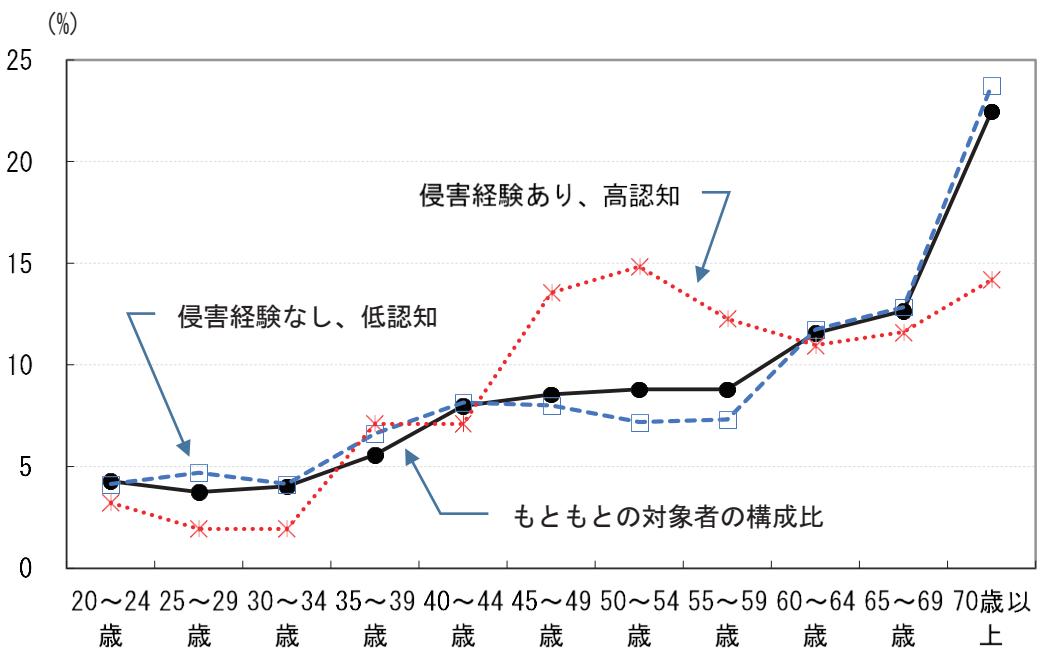
- 「侵害経験なし、低認知」という回答者は全体のほぼ3割を占めており、もともとの対象者の年代別構成比と大きな差はない。男女別構成比も男性40.7%対女性56.9%であり、もともとの対象者の構成比とほぼ同じである。
- 「侵害経験あり、高認知」というグループについては、男性40.6%対女性55.5%であり、もともとの対象者の構成比とあまり差がない。その一方、壮年世代において特徴がみられる。もともとの対象者の構成比と「侵害経験あり、高認知」という回答者の構成比を比較すると、45～49歳では8.5%対13.5%、50～54歳では8.8%対14.8%、55～59歳では8.8%対12.3%であり、いずれも「侵害経験あり、高認知」の構成比がもともとの対象者の構成比を数ポイント上回っている。45～59歳を合計すると、もともとの対象者の構成比は26.1%であるが、「侵害経験あり、高認知」のなかでは40.6%である。
- 図表4-13①でみたように、40代後半から50代前半の年代では「侵害経験あり、低認知」の構成比も比較的高いことから、「侵害経験がある」という回答者は「低認知」と「高認知」に分かれていることが推察される。

図表 4-13 侵害経験の有無と4制度の認知度からみた類型の構成

① 「侵害経験あり、低認知」と「侵害経験なし、高認知」



② 「侵害経験あり、高認知」と「侵害経験なし、低認知」

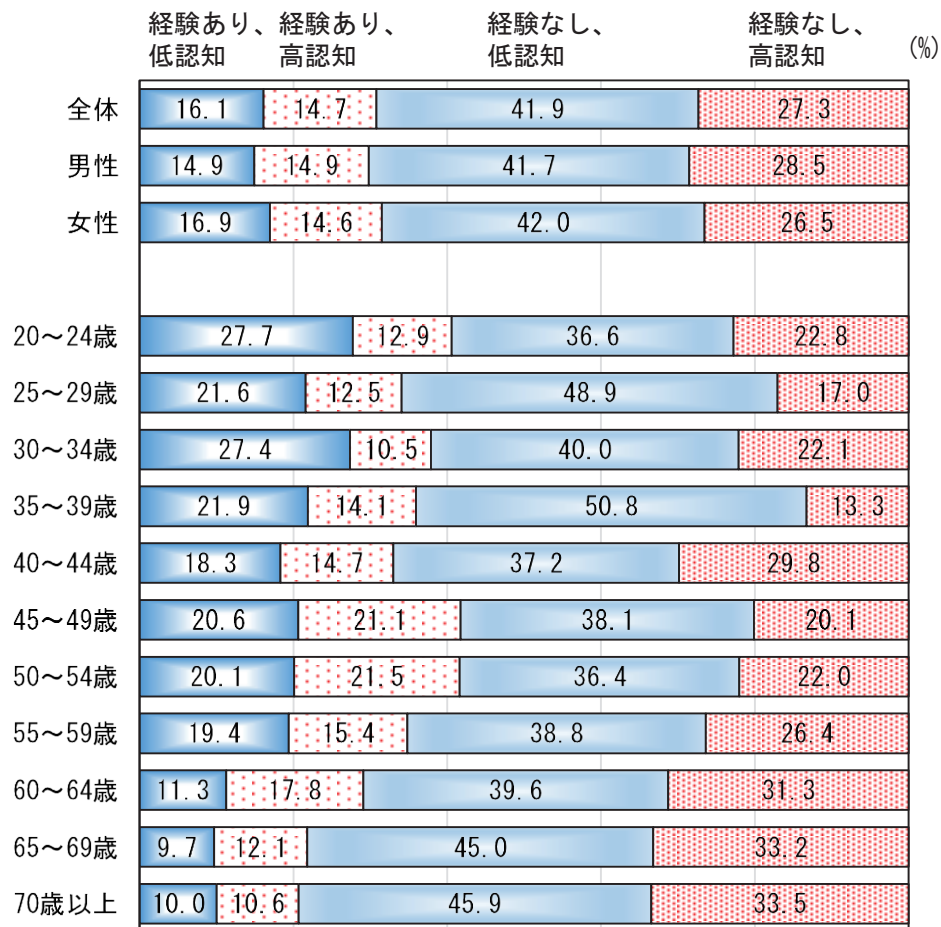


(注) 認知度の区分は「低認知」1~5点、「高認知」9~12点。対象数は「侵害経験あり、低認知」257人、「侵害経験あり、高認知」155人、「侵害経験なし、低認知」724人、「侵害経験なし、高認知」253人である。

3. 4 類型の男女別・年代別構成

前項の図表 4-13 は、侵害経験の有無と認知度を組み合わせた4類型ごとに、それぞれの年代別構成比をみたものである。これとは反対に、図表 4-14 は、男女別・年代別に4類型の構成比をみたものである。煩雑さを避けるため、以下では認知度を3区分から2区分に変更し、1~6点を「低認知」、7~12点を「高認知」としている。これから次のことが指摘される。

図表 4-14 侵害経験の有無と認知度からみた4類型の男女別・年代別構成



(注) 認知度の区分は「低認知」1～6点、「高認知」7～12点。対象数は「侵害経験あり、低認知」367人、「侵害経験あり、高認知」335人、「侵害経験なし、低認知」954人、「侵害経験なし、高認知」623人である。無回答を除く。

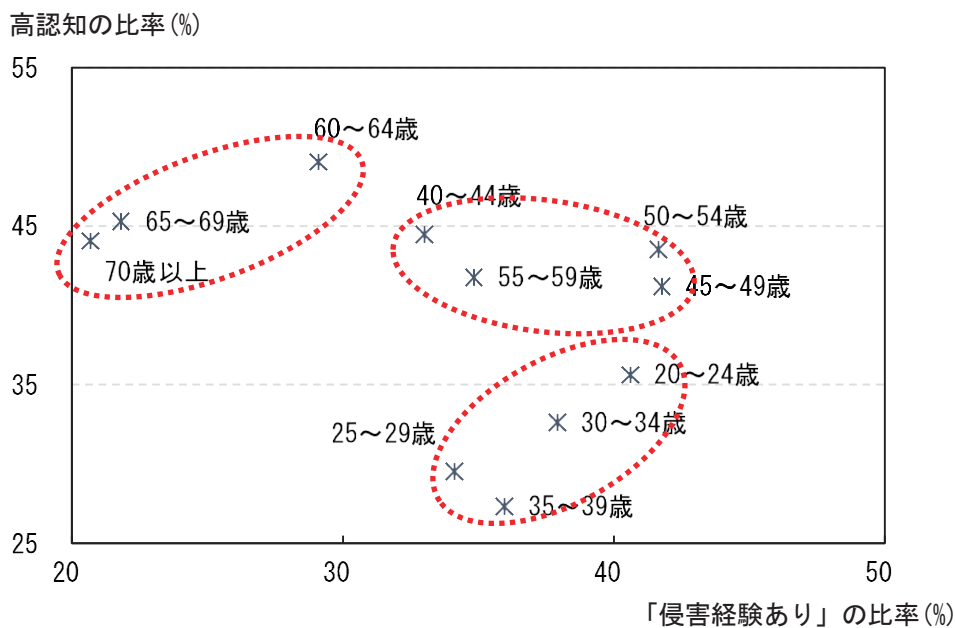
- ・「侵害経験あり、低認知」の構成比は男性より女性のほうが少し大きく、「侵害経験なし、高認知」の構成比は女性より男性のほうが少し大きい。しかし、男女別の差は全般に小さい。男女別の差に比較すると、年代別の差は大きい。
- ・「侵害経験あり、低認知」の構成比は全体では16.1%であるが、60歳以上では10%前後と低い。これに対し、20～30代では20%を超えており、40～50代でも20%前後になっている。比較的若い年代において侵害経験が個人的問題にとどまっている様子が見えてくる。
- ・「侵害経験あり、高認知」の構成比は全体では14.7%であり、4類型のなかで最も小さい。2番目に小さい「侵害経験あり、低認知」と比較すると、40代前半まで「侵害経験あり、低認知」の構成比が大きいが、40代後半以降では「侵害経験あり、低認知」と「侵害経験あり、高認知」の構成比が20%前後で拮抗し、60代以降になると「侵害経験あり、高認知」の構成比が大きくなっている。図表 4-13 で「侵害経験がある」という壮年層は「低認知」と「高認知」に分かれている可能性が示唆されていたが、このことは図表 4-14 から読み取れる。
- ・「侵害経験なし、低認知」の構成比は全体の41.9%であり、4類型のなかで最も多い。20～24歳ならびに40～64歳では30%台であるが、25～39歳ならびに65歳以上の年代では40%台から50%強と多い。

- ・「侵害経験なし、高認知」の構成比は全体では27.3%である。「侵害経験なし、低認知」に次いで多い。20歳から44歳までは高低がみられるが、45～49歳の20.1%を過ぎると、それ以降は加齢とともに構成比が拡大している。60歳以上では30%台になっている。
- ・「侵害経験あり」と「侵害経験なし」の構成は、20～44歳まではおおむね4対6で推移している。45～54歳に「あり」の構成比が少し大きくなるが、その後は「なし」の構成比が増大し、60～64歳ではおおむね3対7、65歳以上の年代ではおおむね2対8になっている。

図表4-15は、横軸に「侵害経験あり」の比率を取り、縦軸に「高認知」（認知度7～12点）の比率を取って、年代別の位置関係をみたものである。図表4-15をみると、大まかには以下の3つのグループに分けられる。

- ・右下方は20～30代の若年層であり、「侵害経験あり」という比率が高く、「高認知」の比率が低い。いいかえれば「低認知」の比率が相対的に高い。
- ・右上方は40～50代の壮年層であり、若年層と同じく「侵害経験あり」という比率が比較的高い半面、若年層と違って「高認知」の比率が比較的高くなっている。
- ・左上方は60歳以上あるいは65歳以上の高年層であり、「侵害経験あり」という比率は若年層・壮年層より10ポイント以上低いものの、「高認知」の比率が壮年層より全般に高い。
- ・以上のように、侵害経験は加齢とともに、つまりは人生経験を重ねていくに従って増えているわけではない。むしろ20～24歳ならびに45～54歳の年代で最も高いことから、本章第1節でみたような社会経済情勢や政策要因に加え、第5節でみるような認知媒体への接触状況が関係するほか、学生、パート・アルバイト、正規・非正規従業者、管理職、自営業といった立場や職業に応じて、それぞれの受け止め方が反映されていると考えられる。

図表4-15 年代別にみた「侵害経験あり」と高認知の比率



(注) 「高認知」は認知度7～12点。

4 市民の意識と行動

1. 結婚相手の重視点

図表 4-16 は、問 5「あなたが結婚相手を考える際に、気になること（なったこと）はどんなことですか」という質問の回答について、侵害経験・認知度別にみたものである。この図表から下記のことを指摘される。

- ・全般に「侵害経験あり、高認知」のグループでは、多くの選択肢について回答率が最も高い。一方、多数派である「侵害経験なし、低認知」のグループでは、多くの選択肢において回答率が最も低い。なかでも「趣味や価値観」「仕事に対する理解と協力」「家事・育児に対する理解と協力」の 3 項目については、「侵害経験あり、高認知」の回答率が「侵害経験なし、低認知」の回答率を 14～15 ポイント上回っている。前節でみたように、ここには年齢要因が関係していると考えられる⁷⁾。
- ・「侵害経験あり、低認知」のグループにおいては、「職業」という回答が 19.9%（全体では 17.4%）「離婚歴」という回答が 16.2%（同 11.4%）であり、残り 4 グループに比較して高い。
- ・「侵害経験あり、高認知」のグループにおいては、相手の個性や協力といった個人的属性を重視するという回答が多い半面、一方では出自などの家族的問題をあげる回答者も 12～17%程度みられる。すなわち、「家族構成」17.2%（全体では 13.3%）、「国籍、民族」12.1%（同 9.4%）、「同和地区出身者かどうか」11.8%（同 7.5%）、「家柄」11.5%（同 7.2%）などである。

図表 4-16 侵害経験・認知度の類型別にみた結婚相手の重視点

	サンプル数	人柄や性格	趣味や価値観	仕事に対する理解と協力	家事・育児に対する理解と協力	経済力	学歴	職業	家族構成	家柄	離婚歴	国籍、民族	相手やその家族に障害のある人がいるかどうか	ひとり親家庭かどうか	同和地区出身かどうか	その他	特にない
全体	100.0 2,457	82.1 2,018	51.5 1,265	34.7 853	32.2 792	37.6 925	7.4 181	17.4 427	13.3 327	7.2 176	11.4 280	9.4 230	5.8 143	2.4 58	7.5 184	0.5 13	8.7 213
経験あり 低認知	100.0 382	84.6 323	55.2 211	37.7 144	39.8 152	41.1 157	7.3 28	19.9 76	14.4 55	10.7 41	16.2 62	8.4 32	7.3 28	2.9 11	6.0 23	0.5 2	5.8 22
経験あり 高認知	100.0 348	88.8 309	61.8 215	44.3 154	40.8 142	42.2 147	9.5 33	19.3 67	17.2 60	11.5 40	13.2 46	12.1 42	9.5 33	4.0 14	11.8 41	1.7 6	4.9 17
経験なし 低認知	100.0 980	79.5 779	46.6 457	28.9 283	27.2 267	36.8 361	6.5 64	16.3 160	11.2 110	6.8 67	10.4 102	9.0 88	4.5 44	2.1 21	6.7 66	0.4 4	10.7 105
経験なし 高認知	100.0 636	84.7 539	54.6 347	37.3 237	32.1 204	34.7 221	8.5 54	17.0 108	14.0 89	3.9 25	9.3 59	9.1 58	4.9 31	1.9 12	7.1 45	0.2 1	9.1 58

(注) 複数回答。

⁷⁾ 問 5 に関する年代別集計により、20～30 代と 60 歳以上の回答率を比較すると、「趣味や価値観」については 64～70%対 31～51%、「仕事に対する理解と協力」については 43～50%対 23～31%、「家事・育児に対する理解と協力」については 51～59%対 17～27%となっており、いずれも 20～30 代の回答率が 60 歳以上の回答率をかなり上回っている。

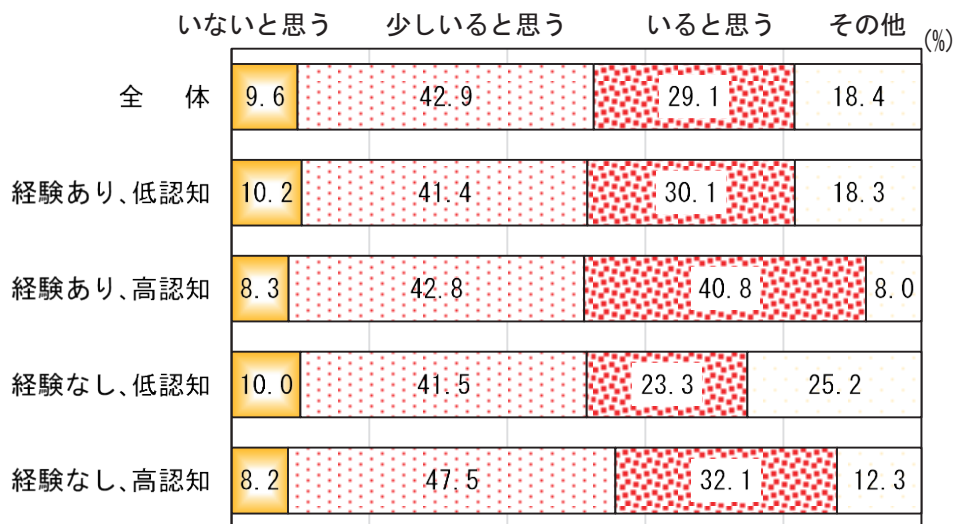
2. 周囲の人々の同和問題への意識

図表 4-17 は、問 16-1 「あなたは、同和地区出身の人に対して、周りの人がどのような意識を持っていると思いますか」という質問への回答について、侵害経験・認知度別にみたものである。これから次のことが指摘される。

なお、調査時には「差別意識を持っている人はいると思う」と「差別意識を持っている人は少しいると思う」という選択肢を区分して質問している。「少し」という程度の問題については回答者によって受け取り方が異なると考えられるが、「いると思う」という回答との違いを把握するため、以下では「いると思う」と「少しいると思う」を合計して比較することがある（これは問 16-2 についても同様である）。

- ・「差別意識を持っている人はいないと思う」という回答は、侵害経験を問わず「低認知」で 10% 強であるが、侵害経験を問わず「高認知」では 8% 強であり、少し厳しい見方をしている。
- ・侵害経験を問わず「低認知」では、「高認知」のグループに比較して、「その他」（「分からない」と無回答を含む）という明確な意思表示を避けた回答留保が多いことも特徴である。
- ・「差別意識を持っている人は少しいると思う」という回答は、全般に 42% 前後であるが、「侵害経験なし、高認知」では半数近い 47.5% を占めている。
- ・「差別意識を持っている人はいると思う」という回答は、全般に「少しいると思う」という回答より 10 ポイント以上少ないが、「侵害経験あり、高認知」では 40.8% であり、「少しいると思う」の 42.8% と拮抗している。
- ・「いないと思う」という回答から「いると思う」（「少しいる」を含む）という回答を引いて比較してみると、「経験あり、低認知」で▲61.3%、「経験なし、低認知」で▲54.8% である。これに対し、「経験あり、高認知」では▲75.3%、「経験なし、高認知」では▲71.4% であり、「高認知」の回答者では「いると思う」という評価が相対的に多くみられる。

図表 4-17 侵害経験・認知度の類型別にみた同和地区出身者への周囲の反応



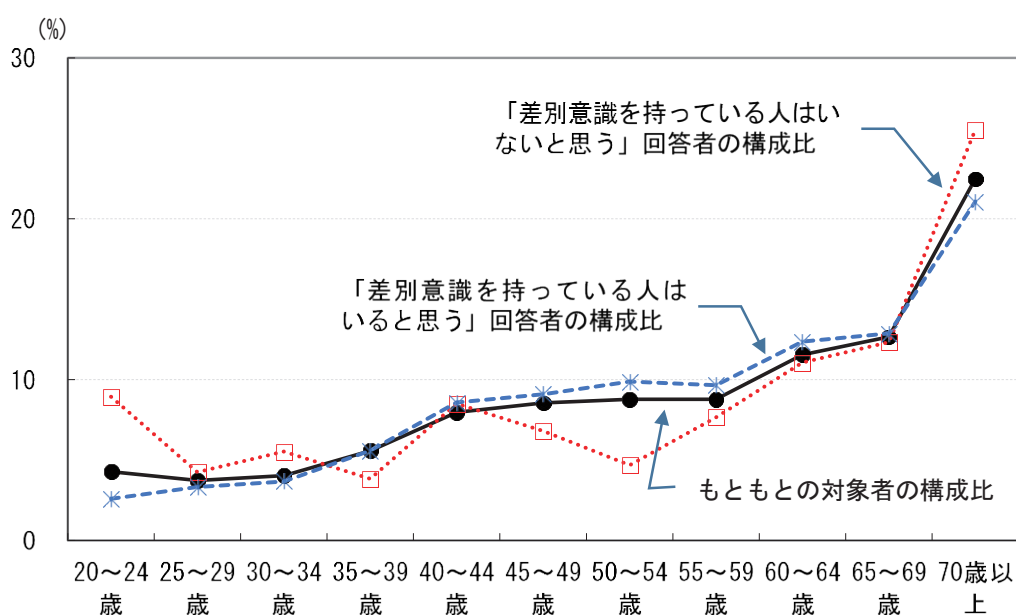
(注) 「その他」には「分からない」と無回答を含む。

もともとの対象者の構成比は、男性 39.8% 対女性 57.7% であるが、「差別意識を持っている人はいないと思う」という回答者については 51.1% 対 48.1%、「いると思う」（「少しいると思う」を含

む)という回答者については38.5%対59.4%である。もともとの対象者の構成比と比較すると、「いないと思う」については男性が相対的に多いのに対し、「いると思う」については女性が相対的に多い。図表4-18は、これを年代別にみたものである。

- ・「いると思う」(「少しいると思う」を含む)という回答者は全体の72.1%(2,457人のうち1,771人)を占めるため、全体の傾向と大きな差はみられない。
- ・「いないと思う」という回答については、比較的若い年代で相対的に多く、壮年層において比較的少ない。20~34歳はもともとの構成比は12.0%であるが、「いないと思う」という回答者のなかでは18.7%を占める。一方、45~54歳のもともとの構成比は17.3%であるが、「いないと思う」という回答者のなかでは11.5%にとどまっている。

図表4-18 年代別にみた同和地区出身者への周囲の反応



(注) 「いると思う」には「少しいると思う」を含む。

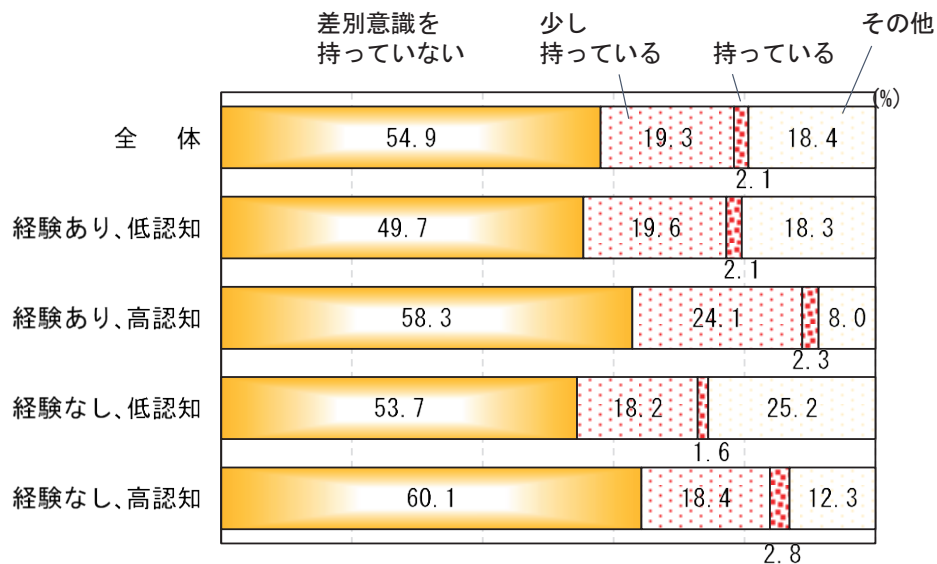
3. 自分自身の同和問題への意識

図表4-19は、問16-2「同和地区出身の人に対するあなたの考えをお聞かせください」という質問への回答について、侵害経験・認知度別にみたものである。この図表から次のことが指摘される。

- ・「差別意識を持っていない」という回答は、侵害経験を問わず「低認知」では50%から54%であるが、侵害経験を問わず「高認知」では60%前後であり、6~9ポイント程度多い。
- ・侵害経験を問わず「低認知」では「その他」(「分からない」と無回答を含む)という回答が比較的多いことも特徴である。
- ・「差別意識を持っている」という回答は各類型ともに2%前後と少ないため、「差別意識を少し持っている」という回答と合計してみると、「侵害経験あり、低認知」で21.7%、「侵害経験なし、低認知」で19.8%、「侵害経験なし、高認知」で21.2%であり、これら3類型では20%前後である。ところが「侵害経験あり、高認知」においては26.3%と少し高い。「侵害経験あり、高認知」の回答者では「その他」という回答も少なく、「持っていない」か「持っている」という態度をより鮮明にしている。

・「持っていない」という回答から「持っている」（「少し持っている」を含む）という回答を引いて比較すると、「侵害経験あり、低認知」28.0%、「侵害経験あり、高認知」31.9%、「侵害経験なし、低認知」33.9%、「侵害経験なし、高認知」38.8%の順で、「持っていない」という回答が相対的に増えている。しかし、侵害経験の有無と認知度による明確な特徴はみられない。

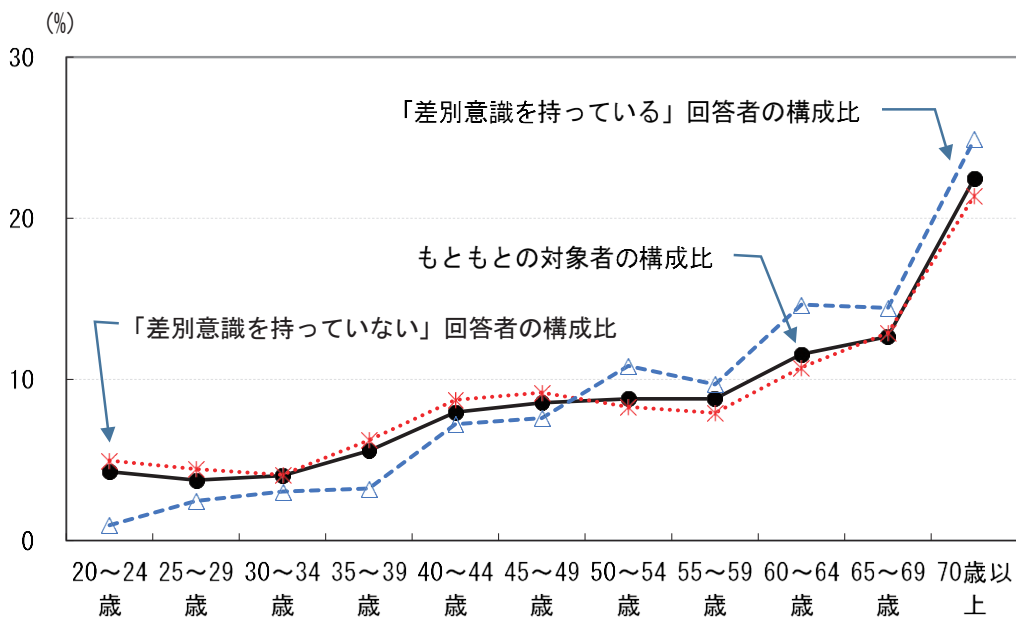
図表 4-19 侵害経験・認知度の類型別にみた同和地区出身者への意識



(注) 「その他」には「分からない」と無回答を含む。

もともとの対象者の構成比は、男性 39.8%対女性 57.7%であるが、「差別意識を持っていない」という回答者については 42.9%対 55.6%であり、男性が相対的に多くなっている。一方、「差別意識を持っている」（「少し持っている」を含む）という回答者については 38.8%対 58.9%であり、もともとの対象者の構成比とあまり変わらない。図表 4-20 は、これを年代別にみたものである。

図表 4-20 年代別にみた同和地区出身者への意識



(注) 「持っている」には「少し持っている」を含む。

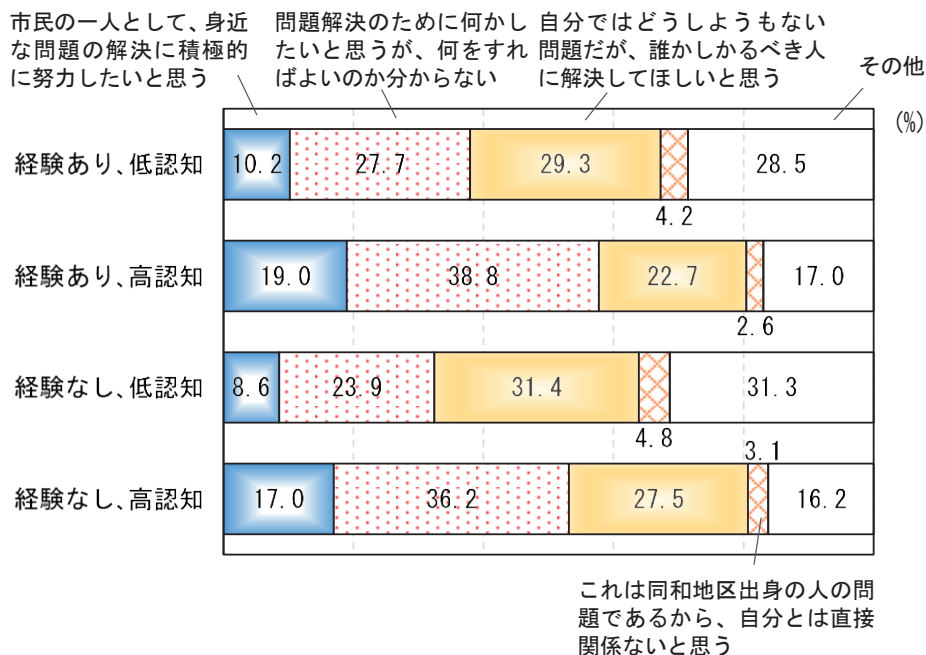
- ・全体の 54.9% (2,457 人のうち 1,350 人) を占める「差別意識を持っていない」という回答者の構成は、男女別には差がみられるが、年代別にはもともとの構成比とほとんど差はない。
- ・一方、「差別意識を持っている」(「少し持っている」を含む) という回答者については、若年層で相対的に少なく、高年層で相対的に多くなっている。20～39 歳の構成比はもともとの対象者では 17.6% であるが、「持っている」という回答者ではその約半分の 9.7% である。これに対し、60 歳以上のもともとの構成比は 46.7% であるが、「持っている」という回答者では過半数の 54.0% を占める。

4. 同和問題解決に向けた取り組み意識

図表 4-21 は、問 18「同和問題（部落差別）の解決に対するあなたの考えに最も近いものを選んでください」という質問について、侵害経験・認知度別にみたものである。

- ・侵害経験の有無を問わず「高認知」では、第 1 位は「問題解決のために自分も何かしたいと思うが、何をすればよいのか分からない」という回答であり、「侵害経験あり、高認知」で 38.8%、「侵害経験なし、高認知」で 36.2% を占める。
- ・一方、侵害経験の有無を問わず「低認知」の第 1 位回答は、「自分ではどうしようもない問題だが、誰かしかるべき人に解決してほしいと思う」であり、「侵害経験あり、低認知」で 29.3%、「侵害経験なし、低認知」で 31.4% である。
- ・「自分も市民の一人として、身近な問題の解決に積極的に努力したいと思う」という回答は、侵害経験を問わず「低認知」では 10% 前後にとどまるが、「高認知」ではその 2 倍近い 17～19% であり、おおむね 5～6 人に 1 人が「積極的に努力したい」という意向を示している。
- ・侵害経験を問わず「低認知」では、回答留保(「その他」「同和問題(部落差別)のことは知らないので分からない」と無回答を含む)の割合が 30% 前後と多いことも特徴である。

図表 4-21 侵害経験・認知度別にみた同和問題解決への取り組み

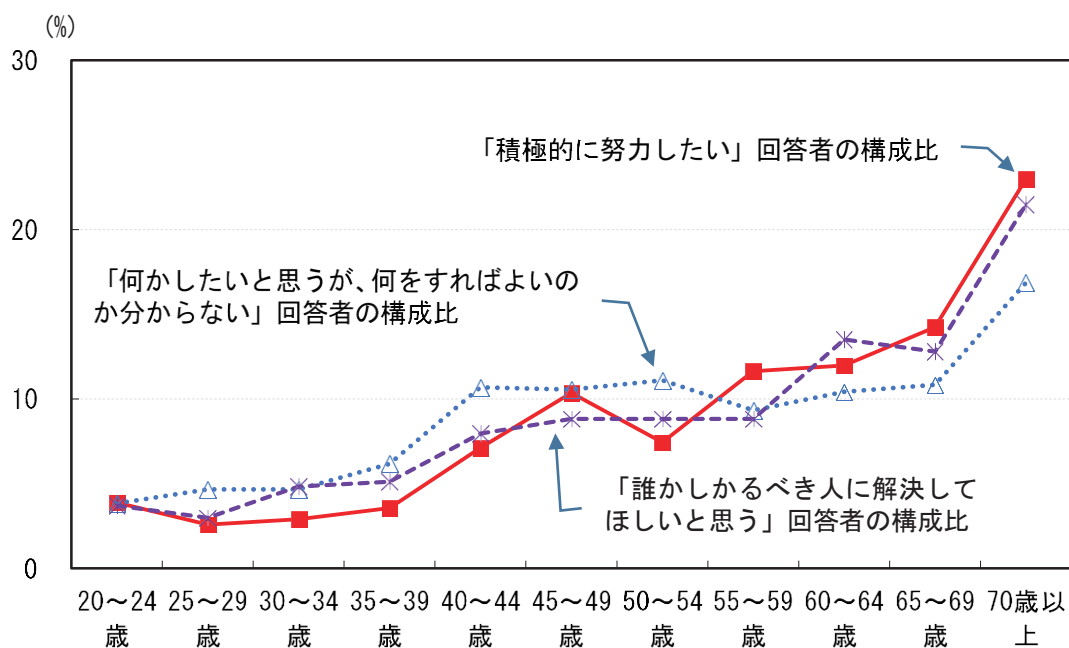


(注)「その他」には「その他」「同和問題(部落差別)のことは知らないので分からない」と無回答を含む。

図表 4-22 は、同和問題解決に向けた取り組みに関する主要選択肢を取り出して年代別構成をみたものである。これから次のことが指摘される。

- ・「積極的に努力したいと思う」という回答は、若年層で相対的に少なく、50 歳後半から相対的に増加している。20～39 歳を合計すると、もともとの対象者の構成比は 17.6%であるが、「積極的に努力したいと思う」という回答者のなかでは 12.9%である。一方、55～69 歳のもともとの構成比は 33.0%であるが、「積極的に努力したいと思う」という回答者のなかでは 37.9%であり、相対的に多い。
- ・「何かしたいと思うが、何をすればよいのか分からない」という回答は、若年層から壮年層にかけて相対的に多い。前述のとおり、20～39 歳はもともとの構成比は 17.6%であるが、「何かしたいと思うが、何をすればよいのか分からない」という回答者のなかでは 19.3%である。同様に 40～54 歳はもともとの構成比は 25.3%であるが、「何かしたいと思うが、何をすればよいのか分からない」という回答者のなかではほぼ 3 分の 1 の 32.4%を占めている。
- ・「誰かしかるべき人に解決してほしいと思う」という回答は、年齢構成の点では、「積極的に努力したいと思う」という回答者と「何かしたいと思うが、何をすればよいのか分からない」という回答者の中間的な性格を示している。

図表 4-22 年代別にみた同和問題解決への取り組み（主要項目）



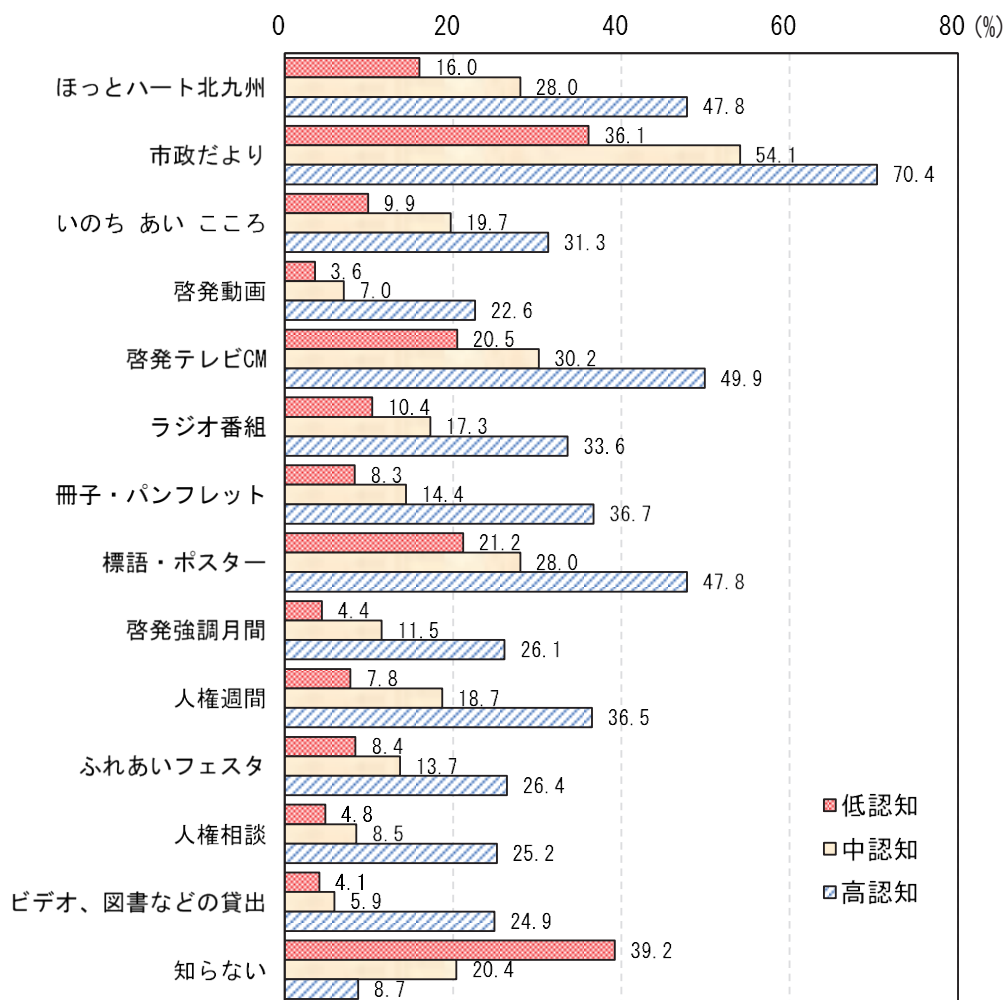
5 人権啓発活動の認知状況と参加状況

1. 人権啓発活動の認知状況

図表 4-23 は、問 28 「あなたは、現在、北九州市が行っている次のような人権に関する啓発活動を知っていますか」という質問について、4 制度の認知度別に比較したものである（認知度の区分は「低認知」1～5 点、「中認知」6～8 点、「高認知」9～12 点）。これから次のことが指摘される。

- ・「知らない」を除くすべての選択肢について、「低認知」「中認知」「高認知」の順で回答率が高くなっている。4 制度の認知度と啓発活動の認知状況の間には明らかに相関関係がある。「市政だよりへの人権啓発記事の掲載」の認知状況は、「低認知」では 36.1%だが、「高認知」では 70.4%であり、2 倍近い差がある。
- ・ところが「知らない」という回答は、「高認知」では 8.7%と少ないのに対し、「低認知」では 39.2%と大きい。「中認知」でも 20.4%と少なくないことから、「高認知」とその他の回答者の間にはかなり大きな懸隔がある。

図表 4-23 北九州市の人権啓発活動の認知状況



(注) 複数回答。認知度の区分は「低認知」1～5 点、「中認知」6～8 点、「高認知」9～12 点。

- ・各ランクを通じて認知状況が高いのは、「市政だよりへの人権啓発記事の掲載」(全体では 49.3%)、

「人権啓発CMのテレビ放送」(同 29.4%)、「人権標語・ポスターの募集」28.5%、「人権の約束事運動「ほっとハート北九州」」(同 26.4%) などである。これらが中心になって4制度の認知度などに影響していると考えられる。ただし、後述のように、啓発活動の認知率が高いからといって、これらの活動に実際に参加しているとは限らない。

- ・もともとの対象者の構成比は「低認知」41.7%、「中認知」40.5%、「高認知」17.3%である。ところが「知らない」という642人に限ってみると、「低認知」が3分の2近い62.5%を占めている。「中認知」は31.6%であり、「高認知」は5.8%にすぎない。

図表 4-24 は、人権啓発活動の認知状況に関する相関係数をみたものである(相関係数 0.25 以上の組み合わせを表示)。2つの選択肢の両方を回答すれば相関係数は高くなる。これにより、選択肢間の結びつきの強弱をみることができる。

- ・相関係数が高いのは、特に「同和問題啓発強調月間の講演会の開催」(全体では 11.0%)と「人権週間の講演会の開催」(同 17.1%)の 0.541、「人権啓発動画の作成・配信」(同 8.3%)と「人権啓発冊子やパンフレットの作成・配布」(同 15.6%)の 0.402 という2つの組み合わせである。
- ・「人権啓発冊子やパンフレットの作成・配布」については、「ほっとハート北九州」(同 26.4%)をはじめ 11 選択肢との間で 0.25 以上の相関がみられる。このほかに組み合わせが多いのは、「人権啓発動画の作成・配信」の 8 選択肢、「人権標語・ポスター」(同 28.5%)と「人権週間の講演会の開催」の 7 選択肢などである。
- ・「人権啓発冊子やパンフレットの作成・配布」「人権啓発動画の作成・配信」「人権標語・ポスター」「人権週間の講演会の開催」などについては、認知状況そのものは「市政だより」(同 49.3%)に比較すれば低い。にもかかわらず、ほかの啓発活動との組み合わせのなかで認知される機会が少なくないと考えられる。

図表 4-24 北九州市の人権啓発活動の認知状況に関する相関

	北九州	ほっとハート	市政だより	いのち あい ころ	啓発動画	M啓発テレビC	ラジオ番組	冊子・パンフレット	標語・ポスター	啓発強調月間	人権週間	ふれあいフェスタ	人権相談	ビデオ、図書などの貸出
ほっとハート北九州														
市政だより	△													
いのち あい ころ		○												
啓発動画														
啓発テレビCM		△			△									
ラジオ番組					△									
冊子・パンフレット	△	△	△	◎	△	△								
標語・ポスター		△			△	△		○						
啓発強調月間					○			○	△					
人権週間					○		△	○	○	◎				
ふれあいフェスタ	△										△			
人権相談					○			○	△	△		△		
ビデオ、図書などの貸出					○		△	△		△	△		○	

(注) 回答者全体による問 28 の選択肢についての相関係数。「△」は 0.25 以上、「○」は 0.3 以上、「◎」は 0.4 以上。いずれも 1%水準で有意。

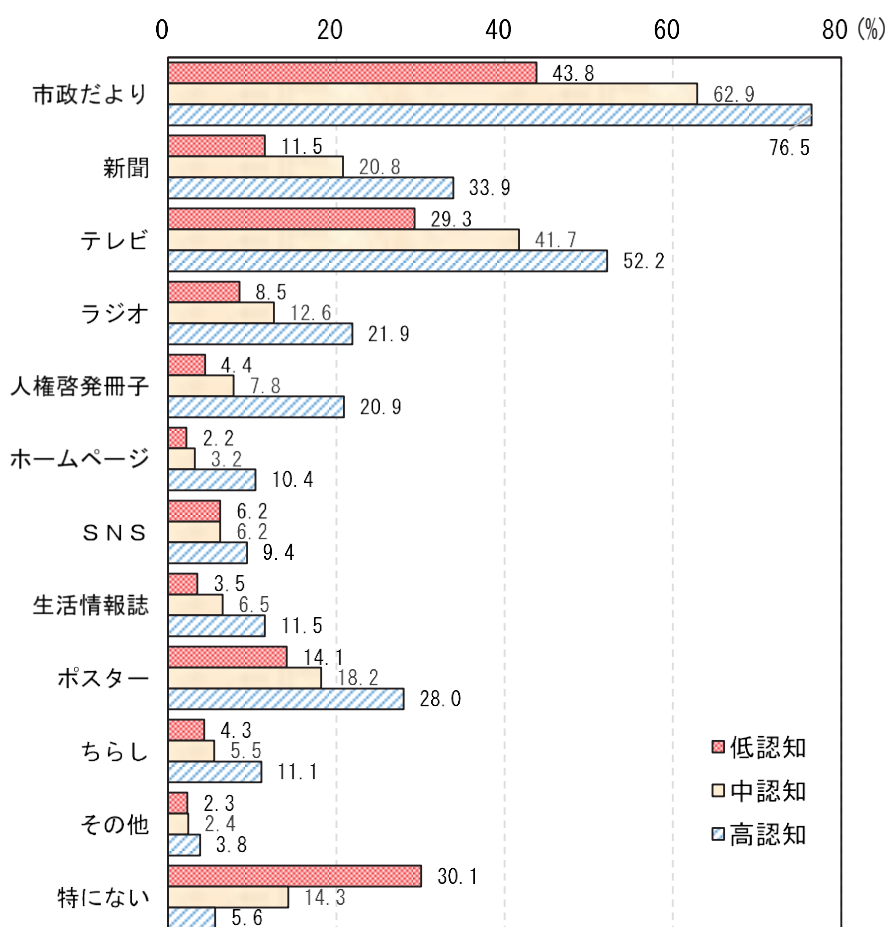
- 一方、「毎年12月に市内各世帯に配布する情報紙「いのち あい ころろ」(同17.5%)」についての組み合わせは2選択肢、「人権の約束事運動「ほっとハート北九州」と「ふれあいフェスタの開催」(同13.6%)」については3選択肢、「人権啓発CMのテレビ放送」(同29.4%)と「人権を考えるラジオ番組「明日への伝言板」の放送」(同17.1%)」については4選択肢である。これらは、ほかの啓発活動と組み合わせられる機会は少なく、いわば独立的に認知される性格を持っていると考えられる。

2. 人権啓発活動の認知媒体

図表4-25は、問29「問28のいろいろな人権に関する啓発活動の情報をどこから得ていますか」という質問について、4制度の認知度別にみたものである。

- 前項と同様、「特にない」を除くすべての選択肢について「低認知」「中認知」「高認知」の順で回答率が高くなっている。4制度の認知度と啓発活動の認知媒体の間には明らかに相関関係がある。
- 「特にない」という回答は「高認知」では5.6%にすぎないが、「中認知」で14.3%に上昇し、さらに「低認知」では30.1%を占めている。

図表4-25 北九州市の人権啓発活動の認知媒体



(注) 複数回答。認知度の区分は「低認知」1～5点、「中認知」6～8点、「高認知」9～12点。

- ・選択肢のなかでは「市政だより」（全体では57.1%）、「テレビ」（同38.2%）、「新聞」（同19.2%）の回答率が高い。これら3つの認知媒体については「高認知」と「低認知」の倍率が2倍弱から3倍弱であるのに対し、「人権啓発冊子」（同8.6%）と「ホームページ」（同4.0%）については、それぞれ5倍弱の開きがみられる。ただし、後述のように、認知媒体の接触率が高くても4制度の認知度が高いとは限らない。
- ・もともとの対象者の構成比は「低認知」41.7%、「中認知」40.5%、「高認知」17.3%である。ところが「知らない」という474人については、「低認知」が3分の2の65.0%を占めている。「中認知」は30.0%であり、「高認知」はわずか5.1%である。

図表4-26は、人権啓発活動に関する認知状況（問28）と認知媒体（問29）の間の相関係数をみたものである（相関係数0.2以上の組み合わせを表示）。前述のとおり、それぞれの選択肢の両方を回答すれば相関係数は高くなる。

- ・当然のことながら、「市政だより」と「市政だよりへの人権啓発記事の掲載」、「テレビ」と「人権啓発CMのテレビ放送」、「ラジオ」と「人権を考えるラジオ番組「明日への伝言板」の放送」、「人権啓発冊子」と「人権啓発冊子やパンフレットの作成・配布」の組み合わせについては相関係数が高く、それぞれ0.4を超えている。
- ・問29（認知媒体）の側から問28（認知状況）をみると、「市政だより」（全体では57.1%）については結びつきの強い選択肢が9つあり、影響が広範囲であることを示唆している。実際、「市政だより」をあげている対象者は、20代では16.8%にすぎないが、30代で39.8%、40代で52.0%、50代で60.9%に順次上昇し、60歳以上の年代では68.9%、ほぼ7割に達している。「市政だより」は、中高年層を中心に主たる認知媒体となっていることが分かる。
- ・このほかに結びつきの強いものとして、「人権啓発冊子」（同8.6%）の8選択肢、「ポスター」（同18.1%）の5選択肢がある。認知媒体として「人権啓発冊子」をあげている対象者は212人と限定されているにもかかわらず、ほかの認知媒体との組み合わせという点では「市政だより」と同じような性格を持っていると考えられる。

図表4-26 人権啓発活動の認知状況と認知媒体の相関

	北 九 州	ほ つ と ハ ー ト	市 政 だ よ り	こ い こ の ち あ い	啓 発 動 画	M 啓 発 テ レ ビ C	ラ ジ オ 番 組	レ 冊 子 ・ パ ン フ	タ ー 標 語 ・ ポ ス	啓 発 強 調 月 間	人 権 週 間	ス タ ふ れ あ い フ ェ	人 権 相 談	な ど の 貸 出 、 図 書
市政だより	○	◎	○			△		△	△	△	△	△		
新聞			△	△				△						
テレビ						◎								
ラジオ							◎							
人権啓発冊子	△			△	△			◎	△	△	△		△	
ホームページ														
SNS														
生活情報誌														
ポスター						△		△	○		△		△	
ちらし					△			△						

(注) 回答者全体による問28（認知状況）と問29（認知媒体）の選択肢についての相関係数。「△」は0.2以上、「○」は0.3以上、「◎」は0.4以上。いずれも1%水準で有意。

- ・「SNS」（同 6.7%）、「生活情報誌」（同 6.1%）、「ホームページ」（同 4.0%）については、相関係数が 0.2 以上の結びつきの強い選択肢がみられない。これらの媒体は、人権・差別問題に限定することなく、多様な情報交換や情報獲得に利用されているからだと考えられる。
- ・「SNS」にはほかの媒体にはない特徴がみられる。いずれも相関係数は小さく有意ではないため、図表 4-26 には表示されていないが、「SNS」については、「市政だよりへの人権啓発記事の掲載」「いのち あい ころ」「人権啓発動画の作成・配信」「人権啓発CMのテレビ放送」「人権を考えるラジオ番組「明日への伝言板」の放送」「同和問題啓発強調月間の講演会の開催」の 6 選択肢との間で相関係数が負である。つまり、「SNS」を回答した人の多くはこれら 6 媒体を回答していないか、これら 6 媒体を回答した人の多くは「SNS」を回答していない。
- ・「SNS」が特異な動きをみせる理由として、年齢の影響が考えられる。認知媒体として「SNS」をあげている回答者は 20 代で 24.9%と高いが、30 代で 13.6%、40～64 歳では 6.5%に低下し、65 歳以上ではわずか 1.0%にすぎない。これは、前述の「市政だより」の場合と対照的である。しかし、今後は年齢構成の変化や ICT（情報通信技術）の発達に応じて、それぞれの特徴を補完させながら、新たな媒体の利用についても検討していく必要があると考えられる⁸⁾。
- ・反対に、問 28（認知状況）の側から問 29（認知媒体）をみると、「人権啓発冊子やパンフレットの作成・配布」については結びつきの強い認知媒体が 5 つあり、ほかの選択肢に比較して多い。「人権啓発冊子やパンフレットの作成・配布」を知っているという回答者は 384 人（全体の 15.6%）であり、それほど多いとはいえないが、「人権啓発冊子」をはじめ「市政だより」「新聞」「ポスター」「ちらし」といった媒体を通じて情報に接しているとみられる。

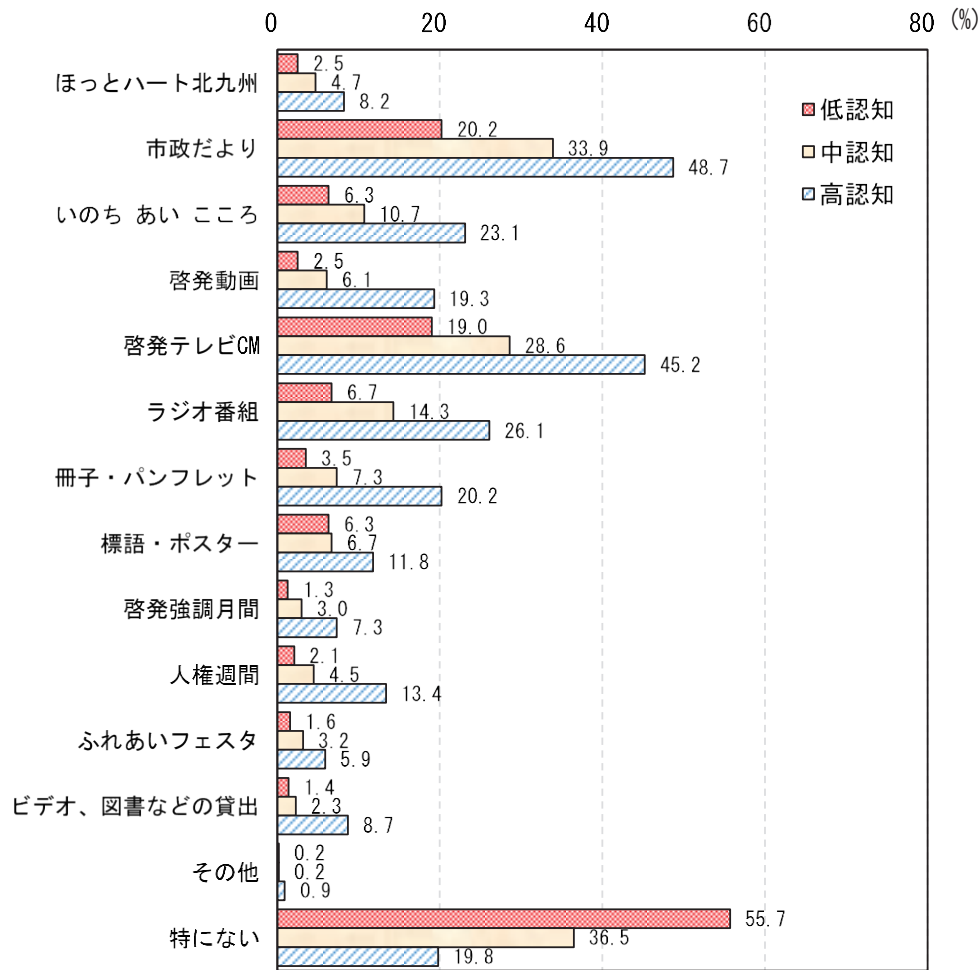
3. 人権啓発活動への参加状況

図表 4-27 は、問 30「北九州市が行っている次のような人権に関する啓発活動について、あなたが実際に参加したり、読んだり、視聴したりした経験があるものはどれですか」という質問について、4 制度の認知度別にみたものである。

- ・前項・前々項と同様、「特にない」を除くすべての選択肢について「低認知」「中認知」「高認知」の順で回答率が高くなっている。4 制度の認知度と人権啓発活動への参加状況の間には明らかに相関関係がある。ただし、人権啓発活動の認知状況ほどには参加状況は高くない。見聞きしたことはあっても、実際に参加したり、読んだり、視聴したりするにはまだ「壁」があるといえそうである。
- ・その分だけ「特にない」という回答が多い。特に「低認知」では過半数の 55.7%に達している。「中認知」で 36.5%、「高認知」でも 19.8%、ほぼ 5 人に 1 人の割合でみられる。
- ・もともとの対象者の構成比は「低認知」41.7%、「中認知」40.5%、「高認知」17.3%である。ところが「特にない」という 1,018 人については、「低認知」56.0%、「中認知」35.7%、「高認知」8.3%となっている。やはり「低認知」では「特にない」という回答者が多いが、人権啓発活動の認知状況と認知媒体の場合に比較すると「高認知」の構成比が少し高くなっている。

⁸⁾ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018 年推計）」によると、北九州市の 65 歳以上人口は、2020 年の 29.8 万人（総人口の 31.8%）から 2025 年には 29.9 万人（同 32.8%）に微増する見込みである。量的な変化は小さいが、質的な変化は大きい。すなわち、2020 年には戦前（1944 年以前）生まれが戦後（1945 年以降）生まれより 14,000 人以上多いが、2025 年には逆転して、戦後生まれが戦前生まれより 77,000 人以上多くなると推計されている。

図表 4-27 北九州市の人権啓発活動への参加状況



(注) 複数回答。認知度の区分は、「低認知」1～5点、「中認知」6～8点、「高認知」9～12点。

4. 人権啓発活動の認知状況と参加状況

図表 4-28 は、人権啓発活動の認知状況（問 28）と人権啓発活動への参加状況（問 30）の関係をみたものである。これによると、大きく 4 つのグループに分けられる。

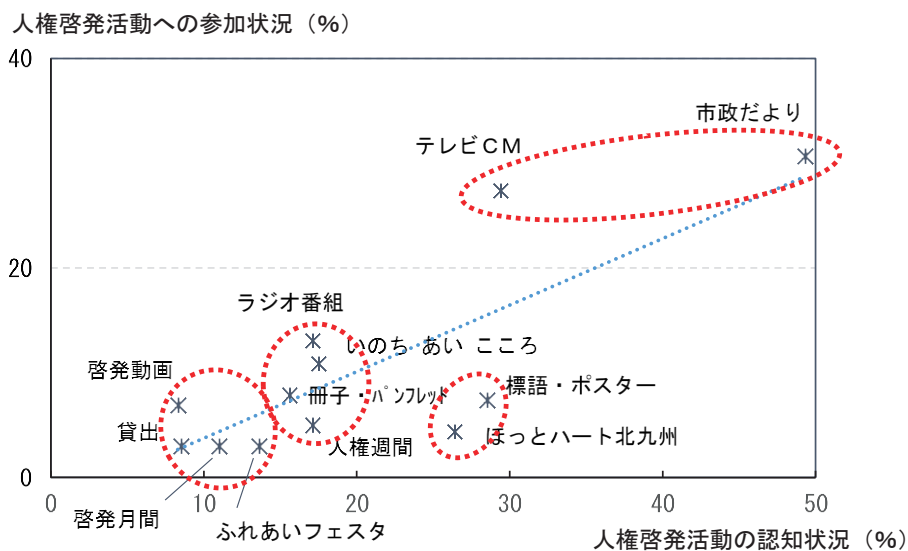
- ・「市政だよりの人権啓発記事の講読」と「テレビの人権啓発CMの視聴」については、認知状況と参加状況がともに高いこと、しかも傾向線より上方にあることから、認知状況に比較して参加状況が相対的に高いという特徴がある⁹⁾。
- ・とはいえ仔細にみると、「市政だよりの人権啓発記事の講読」については、認知状況（49.3%）に比較して参加状況（30.7%）が約 20 ポイント低い。これに対し、「テレビの人権啓発CMの視聴」については、認知状況（29.4%）と参加状況（27.4%）が接近しており、開きが小さい。
- ・「ほっとハート北九州」への参加」と「人権標語・ポスターへの応募」については、認知状況は比較的高い半面、参加状況は数パーセントにとどまっている。
- ・「いのち あい ころろ」の講読」「人権を伝えるラジオ番組「明日への伝言板」の聴取」「人権啓発冊子やパンフレットの講読」「人権週間の講演会への参加」の 4 項目については、いずれも

⁹⁾ 図表 4-28 と図表 4-29 の傾向線は、2 つの事象について直線関係をみたものである（データの分布状況によっては指数曲線や 2 次曲線などの傾向線も考えられる）。直線の傾向線に対してデータのバラツキが小さければ小さいほど、相関係数はプラス 1 またはマイナス 1 に近づく。

認知状況は 10% 台後半であるが、「人権週間の講演会への参加」を除いて参加状況が相対的に高い。

- ・「人権啓発動画の視聴」「ビデオ、DVD、図書などの貸出利用」「同和問題啓発強調月間の講演会への参加」「ふれあいフェスタへの参加」については、認知状況・参加状況ともに低い。しかし、前者 2 項目については傾向線に比べて少し上方に位置しており、参加状況が相対的に高くなっている。

図表 4-28 北九州市の人権啓発活動の認知状況と参加状況の関係

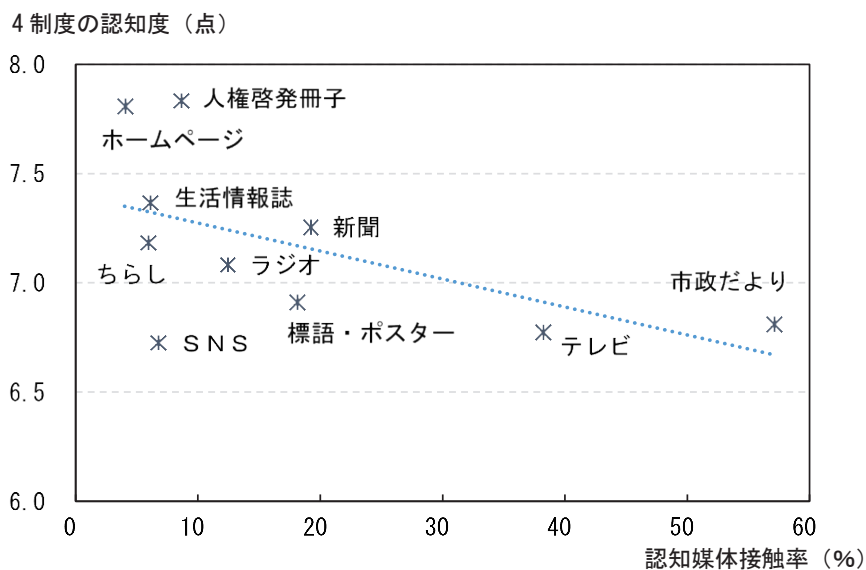


(注) 点線は、認知状況 (問 28) と参加状況 (問 30) の関係を示した傾向線。

5. 認知媒体と 4 制度の認知度

図表 4-29 は、人権啓発活動の認知媒体ごとに、認知媒体の接触率 (問 29) と 4 制度の認知度 (問 6、問 26) の関係をみたものである。これから次のことが指摘される。

図表 4-29 人権啓発活動の認知媒体別にみた認知媒体接触率と 4 制度の認知度



(注) 点線は認知媒体の接触率と 4 制度の認知度の関係を示した傾向線。

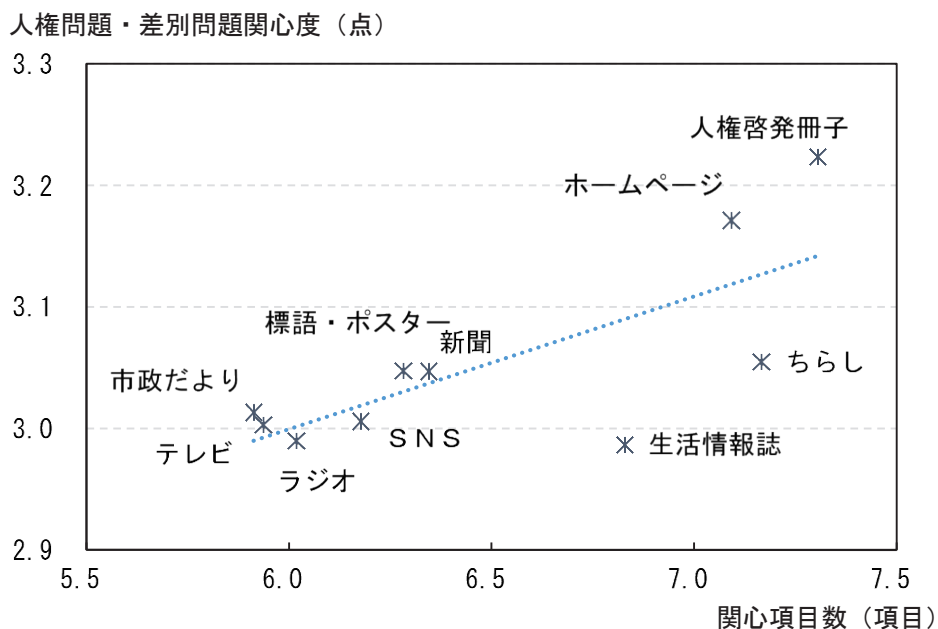
- ・人権啓発活動の認知媒体ごとにみた認知媒体の接触率と4制度の認知度の間には、一方が高いと他方は低いという負の相関がみられる。「市政だより」と「テレビ」については、認知媒体としての接触率は高いにもかかわらず、これらをあげている回答者では4制度の認知度は低く、「SNS」をあげている回答者の認知度に次いで低い。
- ・これと対照的に、「人権啓発冊子」と「ホームページ」については、認知媒体としての接触率は10%に満たないものの、4制度の認知度はそれぞれ第1位、第2位である。「生活情報誌」と「ちらし」もこれらに準じる性格を示している。

6. 認知媒体と人権問題・差別問題関心度

図表 4-30 は、人権啓発活動の認知媒体ごとに、基本的人権にかかわる関心項目数（問3）と人権問題・差別問題関心度（問1）の関係をみたものである¹⁰⁾。これから次のことが指摘される。

- ・関心項目数と人権問題・差別問題関心度に正の相関があることは、すでに図表 4-3 と図表 4-4 でみたとおりであるが、認知媒体を組み合わせた図表 4-30 においても正の相関がみられる。
- ・右上方には「人権啓発冊子」と「ホームページ」が位置している。これらの媒体をあげているのは、関心項目数が多く、しかも人権問題・差別問題関心度が高い回答者である。
- ・右下方には「ちらし」と「生活情報誌」が位置している。これらの媒体をあげているのは、関心項目数が多いものの、しかも人権問題・差別問題関心度が低い回答者である。
- ・左下方には「市政だより」「テレビ」「ラジオ」が位置している。これらの媒体をあげているのは、関心項目数が少なく、人権問題・差別問題関心度が低い回答者である。

図表 4-30 人権啓発活動の認知媒体別にみた関心項目数と人権問題・差別問題関心度



(注) 点線は関心項目数と人権問題・差別問題関心度の関係を示した傾向線。

¹⁰⁾ 図表 4-3 と図表 4-4 は、「非常に関心がある」と「多少関心がある」という回答から「あまり関心がない」と「関心がない」という回答を引いた人権・差別意識度数をみたものである。図表 4-30 の人権問題・差別問題関心度は「非常に関心がある」4点、「関心がある」3点、「あまり関心がない」2点、「関心がない」1点という重みを付けて計算したものである。

- 「市政だより」と「テレビ」については、図表 4-28 でみたように、人権啓発活動の認知状況（問 28）も参加状況（問 30）も高い。しかし、これらの認知媒体については、提供される情報が多様であるうえ、受動的に情報に接することが多く、人権問題・差別問題を意識して読んだり、見聞きしたりしているとは限らないと考えられる。そのため、認知媒体として接触率が高いにもかかわらず 4 制度の認知度の向上につながっていないと考えられる。
- これに対し、「人権啓発冊子」と「ホームページ」については、意識して人権問題・差別問題について読んだり、何らかの目的を持って情報検索をしたりする機会が多いと考えられる。そのため、認知媒体として接触率が低いにもかかわらず 4 制度の認知度の高さにつながっていると考えられる。